

令和2年白川町議会第3回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和2年9月14日（月）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議員派遣について
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議第36号 白川町コミュニティバス条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第37号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第7 議第38号 字の区域の変更について
- 日程第8 議第39号 財産の取得について
- 日程第9 発議第2号 白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 発議第3号 予算審査特別委員会の設置について
発議第4号 決算審査特別委員会の設置について
- 日程第11 議第40号 令和2年度白川町一般会計補正予算（第5号）
議第41号 令和2年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第42号 令和2年度白川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 認第1号 決算の認定について
- 日程第13 常任委員の選任
- 日程第14 議会運営委員の選任
- 日程第15 議会広報編集委員の選任
- 日程第16 特別委員の選任

3. 出席議員 1番 今井昌平君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 藤井宏之君、 5番 服部圭子君、 6番 嶋田有康君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 渡邊昌俊君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	横家敏昭君、	副町長	佐伯正貴君、
教育長	鈴村雅史君、	総務課長	安江章君、
企画課長	長尾弘巳君、	町民課長	藤井勝則君、
保健福祉課長	杉山哉史君、	農林課長	三宅正仁君、
建設環境課長	藤井充宏君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	加藤博史君、		

6. 職務のために出席した者

事務局長 大岩 裕 樹君、 書 記 川 上 真 理君、
書 記 今 井 寧 菜君

7. 会議の経過

(議長 9 番 渡邊昌俊君)

- 議 長 皆さん、おはようございます。本日令和2年白川町議会第3回定例会を招集され全議員の皆様、町長をはじめ執行部の皆様全員お揃いでご出席されましたことにご苦労様でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

令和2年度もはや上期が終わろうとしております。振り返ってみますと、今年の7月の日本列島は毎日雨、豪雨で、熊本では大きな水害による災害が発生しました。岐阜県下においても豪雨により飛騨川の洪水によって飛騨小坂の下呂市をはじめ、我が白川町内においても白川口地域で床上浸水あるいは床下浸水等の被害が発生をいたしました。白川町においてはありがたいことに人的被害はございませんでしたけども、全国ではいろんな災害被害にあわれまして亡くなられた方も多数おられます。被害にあわれた方そして亡くなられた方に心からお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。

8月に入りまして梅雨が明けたとともに連日猛暑が続きました。全国では新型コロナとともに熱中症で多くの方が亡くなられたり、大変な1カ月だったと思います。9月に入りますと台風9号が九州に近づき、また稲刈りの時期に雨が続き農家の皆様は大変苦労されております。今朝は20度ぐらいで、やっと朝が涼しくなってきたなという感じの今日この頃でございます。

一方で、新型コロナが3月からずっと続いておりますけど、昨日現在全国で567人ということでだいぶ収まっております。しかし、コロナの影響で町の行事も地域の行事もすべてが今やれないということで、これがいつまで続くのか。こんなことになると地域の文化やいろんなものが今後どうなっていくかなということが心配されます。なんとか早くコロナに対するワクチンとか良い特效薬ができることを願っております。新聞等によりますと冬にかけてインフルエンザと新型コロナの第3次の発生も心配をしております。ツインパンデミックとかいって2つの流行が発生すると大変なことになります。早く良い薬ができることを期待し、終息を皆さんとともに願うところであります。

さて今回の議会は、令和元年度決算を審議し認定を行うものであります。決算は予算の執行結果であり、来年度予算への財政上重要な仕事になるわけですので、そうした認識を踏まえ全議員の皆さんの慎重な審議をお願い申し上げまして開会にあたってのあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

- 議 長 本日の会議は、CCNetの中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。
- 議 長 ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議 長 ただ今から令和2年白川町議会第3回定例会を開会いたします。
- 議 長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。
(事務局長 大岩裕樹君)
- 事務局長 令和2年8月6日、第3回臨時会閉会以降の諸般の報告をした。

なお、令和2年8月27日に執行されました例月出納検査の結果並びに6月から8月に執行されました各課所管の令和元年度事務事業の監査結果及び決算審査の審査結果が監査委員から議長宛に報告されましたのでその写しを、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による「報第6号 令和元年度白川町財政健全化判断比率」、「報第7号 令和元年度白川町簡易水道事業資金不足化比率」について、町長から議会に報告されましたので、その写しをお手元に配布しておりますのでよろしくお願い致します。以上でございます。

○ 議 長 ただちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議 長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、4番 藤井宏之君、5番 服部圭子君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

○ 議 長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月23日までの10日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月23日までの10日間と決定しました。

○ 議 長 ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。町長。
(町長 横家敏昭君 登壇)

○ 町 長 それでは第3回定例会に至りまして提案説明させていただきます。

令和2年白川町議会第3回定例会を招集しましたところ、議員全員の出席をいただきありがとうございます。

新型コロナの国内発生から半年余、国民生活は混乱と不安とで変革を余儀なくされております。町民の皆様にも感染防止のため、多大なご不便をおかけしておりますこととお詫び申し上げ、また、様々なご支援、ご指導をいただいておりますことに心より感謝と御礼を申し上げます。

さて、今回のコロナ禍で強く思うことがあります。それはプライバシーということでございます。プライバシーを語る前に自由について、経済発展とは、近代化ということでもあります。近代化とは、私たちの暮らしに関して言えば、自由と平等ということです。具体的に言えば、村や家の束縛から離れ自由になることであり、平等とは、身分や経済格差の縮小です。戦後憲法によって、自由平等が保障されましたが、伝統的社会では学問も職業も毎日の過ごし方さえも、自分で選ぶことはできませんでした。ところが経済発展によって、学問も仕事も住む場所も自分で選ぶことができるようになりました。高度経済成長の頃からです。一方、今度は自由が孤独を連れてきました。家や村から離れることで、人は家族や集団に束縛されない自由な暮らしを手に入れました。「おひ

とり様」という言葉が生まれる一人暮らしが増えました。それは煩わしさが減る半面、助けてくれる人が少なくなるということです。また孤独を深める社会通念の変化もあります。プライバシー意識の高まりでございます。プライバシーとは、他人に知られたくない私生活のことです。かつては、学校の生徒名簿には、住所や電話番号、親の職業なども記載されていました。その名簿は誰でも見ることができました。玄関には表札がかかり家族全員の名前が表示されていました。家の中では隠し事はできない、村社会では秘密にはできない、そんな構造であり意識だったのです。それは困っている人がいるとすぐに周囲が気づき、相談に乗ったり支援をしてくれたものです。

プライバシー意識が高まることで、親が子供に口出しすることや世間が他人の家庭の事情に口を挟むようなことが控えられるようになりました。行政では、2003年に個人情報保護法が制定されました。私生活上の事柄がみだりに公開されない権利が意識され、保障されるようになりました。それ自体は喜ばしいことなのですが、その意識は孤独を助長することになりました。新型コロナ対策で在宅勤務等が増え、人と人の面談がはばかれます。そうした孤独をSNS等でつながることで、孤独を癒されようとしています。そこで面と向き合わない誹謗中傷の書き込みは、孤独にさらに輪をかける結果になるのではないのでしょうか。かつてツイッター社幹部が「私はこの事業で子供に拳銃を与えてしまった。」と言っていたことが印象的です。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、条例の一部改正1件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定1件、字の区域の変更1件、財産の取得1件、令和2年度 一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の補正予算3件、令和元年度 一般会計及び各特別会計の決算認定1件の合わせて8件を予定しております。このほか追加議案として、財産の取得1件、教育委員会委員の選任に係る人事案件1件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

議第36号は、白川町コミュニティバス条例の一部改正であり、区内、区外及び町外の各デマンドバスにおける乗車券に、片道の1乗車運賃を追加することで、利用方法の拡充を図るため、所要の改正を行うものであります。

議第37号は、今年度の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するものであります。

議第38号は、県営土地改良事業（茶の里白川地区鱒淵工区）の実施によって生じた換地処分に伴い、字区域の一部を変更しようとするものであります。

議第39号は、スクールバス購入にあたり、受注業者と本契約を締結しようとするものであります。

議第40号は、令和2年度一般会計補正予算（第5号）であります。今回の補正では、総額1億3,455万円を追加して、補正後の予算総額を75億684万円とするもので、補正の主な内容は、総務費では、防災、土木、農林業分野でドローンを活用するための研修費用やイベント開催費用として580万円を追加、民生費では、障害者支援施設及び老人福祉施設が実施する新型コ

コロナ感染防止対策事業に対する補助金に４７５万円、福祉医療助成事業の精算に伴う返還金に５５３万円、７月豪雨災害による住宅敷地災害復旧補助金、り災見舞金などに２１４万円を追加、衛生費では、医療機関の実施する新型コロナウイルス感染防止対策事業及び抗原検査に対する補助金に２１０万円、７月豪雨災害の災害廃棄物仮置場の復旧委託料に１，０２０万円を追加、農林水産業費では、新型コロナウイルスにより影響を受けた野菜やお茶などの高収益作物の次期に向けた作付けに取り組む生産者を支援する交付金に５，４１８万円、山林境界確定測量委託に１，４２５万円、町内木材の搬出を促進する原木供給拡大支援事業補助金に５４０万円を追加、商工費では、農泊推進事業に対する補助金４００万円を追加、土木費では、町道の修繕に５００万円を追加、消防費では、消防可搬ポンプの修繕に１１０万円を追加、教育費では、オンライン学習システムの通信費やＷｉＦｉ環境整備費用として３７９万円を追加したほか、当面必要な事業について補正をお願いするものであります。これに対する主な歳入予算として、国庫支出金では、６，２５８万６千円、県支出金では、２６４万３千円、寄附金では３２０万円、繰入金では１，４２９万円、繰越金では、２，５３９万９千円、諸収入では、２，４４３万２千円をそれぞれ追加して収支の均衡を図りました。

議第４１号は、令和２年度国民健康保険特別会計補正予算（第１号）で、前年度からの繰越金を財源として、療養給付費等交付金過年度分返還金に、４６０万円を追加して、補正後の予算総額を９億６，６６０万円とするものであります。

議第４２号は、令和２年度介護保険特別会計補正予算（第１号）で、過年度分支払基金交付金等の返還金５３万円と一般会計繰出金４万円を追加して、補正後の予算総額を１１億４，１５７万円とするものであります。

認第１号は、令和元年度白川町一般会計及び各特別会計の決算の認定を求めるものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案についてその概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして補足説明を申し上げたいと存じます。

幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図って参る所存であります。何卒、議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第３ 議員派遣について

- 議 長 日程第３「議員派遣について」を議題とします。
- 議 長 お諮りします。

議員の派遣については、白川町議会会議規則第１２８条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長 ご異議なしと認めます。
 よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。
- 議 長 お諮りします。
 本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思
 います。
 これにご異議ありませんか。
 （「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。
 よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決し
 ました。

◇日程第4 一般質問

- 議 長 日程第4「一般質問」を行います。
 今回の定例会には、5名の通告がありますので、通告順にこれを許します。
 なお、一般質問については、申し合わせにより、今までの大項目ごとにま
 とめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制と
 しております。一括方式はこれまでどおり、質問回数は、一つの件名ごとに
 3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、
 質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分以内とし、執行部には
 反問権を認めております。
 また再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通
 告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問、答弁をさ
 れるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げ
 ます。
 それでは、7番 細江茂樹君。
 （7番 細江茂樹君）
- 7 番 議長よりお許しができましたので、一般質問をさせていただきます。まず最初
 に重症化しやすい高齢者の熱中症対策についてということでお尋ねしたいと思
 います。
 白川町においては、民生委員の方が把握している数となりますが支援が必要
 な人数として、一人暮らしの高齢者（65歳以上）は317名、高齢者世帯は
 82世帯あると確認しております。
 異常気象、また温暖化により高い気温が続いており、厳しい生活環境である
 と考えます。そのため、上記の皆様には、その厳しい状況の中で、町としてエ
 アコンの設置に対する補助を検討することはできないかを質問します。
 暑い時期（状況）の中で、エアコンを注文したとしても、設置等で時間、も
 しくは日数もかかります。私の体験した事例では、注文後、設置までに3か月
 ほど時間がかかるということでした。また、高齢者の方は、昔からの気候から
 判断している傾向があり、今の異常気象に対する対応については、地域から声
 掛けをして身を守ることを理解させていく必要があります。
 ついては、大切な高齢者の方の命を守るために、上記の高齢者又は高齢世

帯を対象に、現在エアコンを設置していない場合に、1件あたり30,000円～50,000円の補助はできないかということについてお伺いしたいと思います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。保険福祉課長。
(保健福祉課長 杉山哉史君)

○ 保健福祉課長 それでは、7番細江議員の質問、「高齢者の熱中症対策」について、お答えいたします。

ここ数年の暑さは非常に厳しく、本町でも毎年、熱中症と思われる症状で救急搬送される方や体調を崩される方があります。熱中症はいつでもどこでも誰でもかかる危険性がありますが、一方で、正しい予防法を知り、普段から気を付けることで未然に防ぐことができるものでもあります。

町では、熱中症予防対策として、防災無線やホームページ、すぐメールなどを利用して啓発を行っています。特に、高齢者世帯に対しては、民生委員にご協力いただき、各世帯を訪問して、熱中症予防に有効なスポーツドリンクを配るとともに、家の中の環境面や自身の行動や身体に関する注意事項を記した啓発文書を配布し、予防啓発に努めているところでございます。

ご質問の高齢者世帯のエアコン設置に対する補助制度については、既に購入をしている方や、若い世代の方と同居している世帯との不公平感が感じられるのではないのでしょうか。また、高齢者世帯でエアコンを設置していない家庭は、必ずしも経済的な理由ばかりでなく、昔からエアコンを使用していないのが必要ないとか、贅沢でもったいないという意識も大きいと思います。これらのことから、現時点では補助制度の導入は考えておりません。

しかしながら、これだけ年々暑さが厳しくなっている中で、一家に一台のエアコンはぜひとも設置していただきたいものでございます。今後は、熱中症予防の啓発の中で、エアコンの設置を勧めていくことも加えていきたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい、7番。

○ 7 番 これから検討していただくというお話ですのでありがたいと思っています。ただ、当初予算の地方交付税と国から交付された地方交付税の額は、8,000万円ぐらいの差額が生まれていると思う。これを全額使えというわけではないですが、その1割でも補助対象にさせていただいて、こういった高齢者に対する予防というか、早い段階でやっておくべきではないかなと思います。暑さ対策だけではなく寒さ対策にも必要かなと思っておりますので、ご検討していただければありがたいかなと思いますが、その点どうでしょうか。

○ 議 長 はい、保健福祉課長。

○ 保健福祉課長 繰り返しになりますが、お年寄りの中でエアコンを付けていない方、これは必ずしも経済的に困難で付けていないということばかりではないかなというふうに考えております。それと、議員の提案は高齢者世帯あるいは独居老人ということですが、若い人と同居している世帯の方たちとの不公平感が感じられるものではないかと考えています。もし、町民の中で本当に生活が困窮

していて、例えば生活保護に準ずるような経済状況の家庭がありましたら、そういう面については検討していきたいと思いますが、一般的に議員のおっしゃる独居老人、高齢者世帯に対する補助は現在のところ考えておりませんのでご理解をいただきたいと思います。

○ 議 長 はい、7番。

○ 7 番 若い世代と一緒にいるのはなかなか少ないと思います。まったく独り住まいの世帯がありますので、そういう所にも目を向けてもらいたいと思いますし、エアコンに対して補助制度を設けている町村もありますので、そういうものを参考にさせていただいて何とかやっていただくとありがたいなと思っていますのでよろしくお願いします。答弁はいいです。

○ 議 長 はい、保健福祉課長。

○ 保健福祉課長 何度も繰り返しになりますが、エアコンはこういった気候になってきた以上どの世帯でも必要だと思いますので、補助制度ということではなくてエアコン設置の啓発に努めてまいりますのでご理解いただきたいと思います。

○ 議 長 はい、次の質問。

○ 7 番 次の質問に移らさせていただきます。豪雨災害における町の対策についてですが、近年の災害時の特徴と新たな課題は、自然的状況として局地的な集中豪雨の多発、これまでの記録を超える雨量と言えます。

社会的状況として、高齢者・保育園児などの災害弱者への被災が特徴的であるとともに、旧来型のコミュニケーションの衰退、消防団員の減少及び高齢化など地域の共助体制の弱体化が進行している状況です。そこで、近年の社会的状況を踏まえた共助体制の再築が必要であると思います。①現在の町の防災協定はどのようなになっているのか。②災害時において必要となる仮設住宅については、東日本大震災の時に被災後すぐに事前準備していた木造仮設住宅が建設されています。町としては、岩手県住田町へ見学に行き、木づなプロジェクト研究会を発足させて木造仮設住宅を開発し、2012年にはクオーレふれあいの里に建設されていますが、今一度仮設住宅を再認識する必要があるのではないかと思います、その点についてお答えください。

○ 議 長 答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 細江議員の1つ目のご質問、白川町における現在の協定締結状況でございますが、災害、消防、防犯に関する協定は18件となっております。

他の市町村との災害時における相互応援に関する協定につきましては、可茂地域の2市8町村や笠松町などと締結しておりますし、そのほかN T T西日本、中部電力、水道設備組合、エルピーガス協会とは、インフラ復旧に伴う協定を結ばせていただいております。

防災支援に関しましては、白川町建設工業会、瓦葺組合可児可茂支部と、また生活物資の供給に関しましては有限会社マツオカさんとも協定いたしております。

災害支援につながる協定につきましては、今後もしできる限り結ばせていただ

きたいと考えておりますので、協定先の情報収集等に一層努めてまいります。

(農林課長 三宅正仁君)

- 農林課長 私からは、2番目の仮設住宅の質問についてお答えします。

ご質問にありますように、本町においては、東日本大震災時の岩手県住田町の取り組みを参考に、町内の建築、木材生産組合や建築士などで「木づなプロジェクト研究会」を立ち上げ、仮設住宅について研究し、クオーレふれあいの里にモデルハウスを建設しています。このため、本町においても、大きな災害時に住居を失った人へ、迅速に対応できる体制づくりが進んだといえ、このノウハウは大切にしていきたいと考えています。

ただし、実際の災害時には、仮設住宅の対応は、県の所管する業務となること、また、県において、一般社団法人プレハブ建築協会との協定締結に加え、東日本大震災時の対応を参考に、平成24年8月に、応急仮設住宅供給体制整備にかかる協定締結が行われ、その中の一つとして、本町の建築組合も加盟する岐阜県産直住宅協会、一般社団法人全国木造建設事業協会と「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定」も締結されています。この協定により、仮設住宅の迅速な供給体制の強化、断熱・遮音性などの居住環境の改善、地元資材・地元職人による建設が地域経済・雇用へつながる効果が期待されています。この協定や期待される効果は、災害時の共助体制の再築につながると考えられます。以上、答弁とさせていただきます。

- 議長 再質問ありますか。

- 7 番 1番の災害協定については実際はそのとおりだと思うのですが、町内の建設業協会との協定ということで、建設業協会の重機はほとんどリースなんです。いつも持っているわけではなく、その点を考えればもっと細部にわたって、地域で重機等を持ってみえる方と協定を結べないかということ。また、地域によってはいろいろな人材があると思うですね。特に看護師とか保健師として働いて見える人、常勤、非常勤の方がみえますので、そういう人も災害時には何とか協力していただけるような協定を結べないかなと思っておりますので、その点だけあとでお聞かせください。

2番目の仮設住宅の関係ですね。1番最初に作ったときの予算が400百円ぐらいだと思う。コスト的には高いというふうに言われていました。やはり高くても地域で作った木造の仮設住宅は必要ではないかと思っています。特に杉、ヒノキ、間伐材等使ったほうが、こうして田舎に住んで見える方、災害に合われた方については1番いいのではないかと思いますので、その辺も研究していただきたいと思います。この研究については、大工学校とかそういうものがありますので、そういう所で試作品とか作っていただいて、コストダウンを計るような形にしていだけないかなと思っておりますので、その点だけ重ねてお伺いしたい。

- 議長 はい、総務課長。

- 総務課長 1点目の再質問の中で看護師さんのお話がありましたが、現職の看護師さんですと当然職場の方に駆け付けなければいけないかという状況になろうかと思

いますので、その辺の方との協定は難しいかもしれませんが、看護師さんのOBでありますとか今お話がありました個人で重機を持っておられ方と地域の方が協力を結ばれるということは大変重要なことであろうかと思えます。ぜひ自治協議会、自治会等でそういう方の発掘に努めていただきまして、また町の方にも連絡いただければ町の方で登録をする、そんな制度もできようかと思えますのでよろしくお願いいたします。

○ 議 長 はい、農林課長。

○ 農林課長 今回の改善ということで仮設住宅のコストダウンですとかそういった改善ということですが、当時もいろいろ研究した結果がこの結果になったと思います。さらに改善の余地があれば当時関わっていただいた研究会の会員ですとかそういったところへ、さらに改善の余地がないかなどをもう一度検討していければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議 長 再質問ありますか。はい。

○ 7 番 1 番の防災協定については台風とか来る可能性がありますので、早い段階でそういうものと打ち合わせをしてほしいと思っています。

それから2番目の件ですが、仮設住宅これをストックしておくべきではないかと思えます。各地域にですね1棟ずつでもいいですから、ストックする場所がないと言われても今空いているところがあると思うですね。そう大きなものではないかと思えますので検討していただきたいと思えます。また、提案なんですけど、県の3次補正予算にでておるんですが、岐阜の木県内利活用促進事業費という形でまだ補正も通っていないと思うんですが、案として県の方からできています。こういうものを使って新しく設計とかできないかと思っています。県の補正の予算を使って少しでも良くなるような形をとっていただければいいんじゃないかと思えますが、今はストックとかそういうことについて答弁をお願いします。

○ 議 長 はい、農林課長。

○ 農林課長 今ストックというお話がありましたけれども、現実的には災害が起こった時に使うということで、その保存期間ですとかそういったところが検討がつかないこととなります。木ですと長期保存をしますと曲がりが発生して状況が変わってきますので、実際災害があった時に使えるかといういろんな問題があり、ストックということは現時点では考えてはいない状況となります。今言われました新しい補正予算ですとかそういったものがあるようでしたら、研究をいたしまして災害等に繋げていけるようであれば検討していきたいと考えております。

○ 議 長 細江茂樹君の質問を終わります。次に、2番 佐伯好典君。

(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 議長より許可をいただきましたので質問をさせていただきます。私の質問は白川町LINEのICTツールとしての活用です。

白川町LINEは、令和2年から始まったサービスで、既に開始されていたすぐメールと同じように広報無線が届かないところでも情報を受け取れ、文章による情報提供であるため、聞き逃しや聞き間違いなどのリスクが低く、行政からの

情報を確実に届けることができる有効な情報インフラの一つだと言えます。また、LINEはすぐメールにない様々な機能があり、多くの自治体で取り入れられ、自治体によってはその機能を使った以下のような取り組みが行われています。

まずタイムラインによる行政情報の提供は、LINEのタイムラインに行政情報や地域のイベント、議会報などチラシの写真や資料、リンクと共に発信することにより、ホームページや広報より素早く、ダイレクトな住民への情報発信が可能など、これは多くの自治体で行われています。

次に、きめ細かい情報発信は、属性や欲しい情報を予め設定してもらうことで、ユーザーが必要な情報のみを選択的に受信できるセグメント配信、地域力の強化を目的とした回覧板のような地域に密着した情報に加え、「子育て」「健康」など暮らしに必要な情報から欲しい情報だけのセグメント配信、校区ごとの細やかなエリア設定もしており、災害時の連絡ツールとしての活用も視野に入れて運用するなど、熊本市で取り組んでおります。

次に、住民から行政への情報提供（協働）は、LINEメニューにレポート機能を実装し道路損傷や災害時の被害通報、資源ごみの持ち去り等、住民の気づきを通報するなど、熊本市で今、実証実験中です。

続いて、AIチャットボットによる問い合わせに対する自動回答は、行政側のコスト削減につながることを目指し、問い合わせ履歴を解析して潜在的ニーズを把握し、住民サービスの向上や地域の活性化に資する新たなサービスの創出にも役立て、尼崎市や丹波市で取り組まれています。

キャッシュレス決済は、公共料金（電気、ガス、水道）や公金（税金や介護保険料、公営住宅料、保育料等の各種料金）の支払いにおいて、LINEアプリ上で登録して使えるモバイル送金・決済サービスLINE Payを活用して、多数の自治体で取り組まれています。

続いて、行政手続きのオンライン化は、LINE公式アカウントを活用し、住民票及び税証明書のオンライン申請を2020年4月から開始しています。LINEトーク上で表示される質問に回答するだけで、場所・時間を問わず、これらの申請をすることができ、手数料の支払いもLINE Payを通して行えます。申請した書類は郵送されるため、窓口に出向かず必要書類の取得が可能で、渋谷区で取り組まれています。

以上のような機能を持つLINEはすぐメールのような単なる情報発信ツールではなく、重要な情報インフラ、行政サービスのICT化のツールだと言えます。そして行政サービスのICT化は住民に対する恩恵は勿論のこと、行政職員の負担軽減にもつながるため、本町のような自治体は特に力を入れていくべき事業だと考え質問をします。

まず1つ目、より良いサービスを提供したり、情報インフラとしての質の向上にとって、地域、年齢等、いわゆる「個人情報」に当たらない情報は、収集し、活用するべきだと思いますが、町としての考えを聞かせてください。

○ 議長 はい、答弁。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 2 番佐伯議員のご質問にお答えします。

私たち行政は、町民の生活に必要な暮らしの情報や、注意を促す防災などの緊急情報、あるいは生活を豊かにする趣味・娯楽に関する情報など、幅広く多種多様な情報発信を行っています。これら全ての情報に共通することとして、正しい内容を、正確に、わかり易く、早く、必要とされる方に届けることが大切であり、公の立場として一部に偏った情報や不確実な情報は控え、緊急を要する避難勧告などは例外としていますが、配信のタイミングを考えながら情報を出しています。また、情報を提供する側と、それを受け取る側との双方に配慮したものでなければならぬ、その情報の影響を常に考えることが必要であると思います。

令和 2 年版の総務省「情報通信白書」によると、今から 10 年前の 2010 年では、1 世帯あたりのスマートフォン保有率は 9.7%、約 1 割であったものが、2019 年には 83.4%、約 8 割となり、情報通信の環境は急速に変化しております。スマートフォン 1 人 1 台の時代を迎え、町の情報発信の方法にも、時代にあった発信方法を模索しているのが現状でございます。

「より良いサービスを提供するためと、情報インフラの質の向上を図るためには、地域、年齢等の情報を活用すべきではないか」とのご質問ですが、今後の町の情報発信の方向を探るため、その活用を図ることはひとつの方法であり、検討したいと思います。ただし、どの年代がどんな情報ツールを利用されているのかは、ある程度の想像ができますので、年代に応じた情報ツールの活用を考えていきたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 2 番 長尾課長の答弁で前向きに情報インフラとしての質の向上に取り組まれています、ぜひお願いしたいと思います。これは発信するだけだとよくマスメディアに使われる情報の垂れ流し、いい言葉ではないですけども言われる形で、その反応とかどういった世代に届いているか等の調査はなかなか難しいですね。特に LINE なんかは登録者数がすぐみえますので、本当に活用できる。あとそれが効果的に動いているかどうか調査するために、それは早急に、またあとから出るんですけども、今朝の段階白川町 LINE の登録者が 1,266 名です。すぐメールに関しては 3,000 名ほど登録があるということを伺ったんですけども、スマホ普及率が一般家庭で 8 割とするとまだまだ町内でみても少ないと思います。逆に少ないうちに個人情報にあたらない情報というのを収集することを始めて今後広げていくときに、活用できると良いと思います。逆に登録者が増えてしまうと情報収集に対するインパクトも労力も非常に多くなりますので、これに関しては迅速にお願いしたいと思います。ここの予定とかどれくらいのスピード感をもってされるのかお聞きしたいのでお願いします。

○ 議長 企画課長、答弁。

○ 企画課長 どのような年代の方に LINE が届いているかというところまでは実際は調査されていないということです。今おっしゃられたとおり 1,260 名程の方が登録されておりますが、すぐメールの補完という意味で現在、LINE を活用しているということでございますので、なかなか議員のおっしゃるところの活

用についてどの程度までかというところも、今後の課題というところがございます。はっきりいつまでということは申し上げられませんが、先程申し上げたように今後の方向性をみたいという点では十分検討していくということで進めてまいりたいと思っております。以上です。

○ 議 長 次の質問。

○ 2 番 ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。では次の質問にいきます。

先ほど例を挙げて述べたように、他自治体ではLINEを有効に使い行政サービスと職員の負担軽減を行っています。現在の情報発信ツールとしてだけではなく、先ほどの例に挙げたようなICTツールとして活用していく考えはないかを伺います。

○ 議 長 はい、答弁。企画課長。

○ 企画課長 2つ目のご質問にお答えします。

町としても、LINEの活用は今後十分検討する必要があると考えます。本町でも今年4月から町税の納付について、LINE Pay等のスマートフォン決済が可能となりました。議員からご案内のあったとおり、他市町村ではそれに加え、生活に関する様々な情報や防災情報、最近では新型コロナウイルス感染症に関する情報など、簡単で素早い情報提供に活用されております。大変参考になるところで、情報を受け取る側としては、必要な情報を絞って登録することもできることで、町の今後の情報発信ツールとしてその活用について検討したいと考えております。以上でございます。

○ 議 長 はい。

○ 2 番 既に活用している部分があるということで、またこれからも前向きに取り組んでいただきたいと思います。次の質問に移ります。

現在すぐメールは約3,000人、白川町LINEは約1,266人が登録しています。できるだけ多くの町民が受け取れるよう、町としてさらに登録を促す必要があると考えています。特にLINEについてはもうすでにLINE Payを利用されているということで今後の発展性が高く、より多くの町民に対して登録を促す必要があると思いますが具体的な予定があればお願いします。

○ 議 長 はい、答弁を求めます。総務課長。

○ 総務課長 白川町が、すぐメールの配信を始めたのは平成27年の4月、LINEでの情報配信を始めたのは今年の5月からのことです。

今年3月末でのすぐメールの登録者数は1,568件、現在のLINEを含むすぐメールの登録者数は8月31日現在ですけど2,720件ですので、重複もありますけどもLINEでの発信を増やしたことで単純に1,200件近くの登録者が増えたことになります。

町では登録者を増やすために、全戸に登録手順をわかりやすく説明した案内チラシを配布しているほか、広報誌やホームページでもPRを行っています。また、自治協議会長会議や自治会長会議、防災訓練等でも登録を促しています。

ただし、登録していただけるかどうかは利用者の方がその情報を必要としておられるかどうかにかかっています。実際に登録者数は常に変動しており、7月

豪雨の時のような災害の危険が迫っているときや感染者情報発表時には新規登録者が増える傾向があります。

登録を促すことは町として進めなければいけない課題ですので、その方法は検討してまいります。すぐに登録を解約されては意味がありませんので、町としては、防災意識の高揚を図る中で、町の情報が命に係わる大切な情報であることを引き続き啓発してまいります。

○ 議 長
○ 2 番

再質問ありますか。

今の件に関しまして再質問させていただきます。

LINEをやる時にいろんなところで告知されているというのは知っていましたが、LINEで友だちを誘うというのがありまして、行政からの情報提供もいいと思うんですけど、やはり身近な方からLINEを使って誘うことができるですね。そういった新しいコミュニケーションの仕方、実際若い人僕も含めてですけど、LINEグループを作った時は、わざわざ電話をしたり直接会ったりとはせずにLINE上でこういうのを作ったから入って欲しいと情報を流して登録をしてもらったりしています。白川町でも確かに広報等すべての世代に届くということですのですごくいいと思うんですけど、プラスアルファとしてLINE自体をもうすでに1, 266人登録されているので、その方々に向けたお友だち登録キャンペーンみたいなものを使って登録をさらに促していくべきだと思います。確かに登録する、しない、両方ほしい、欲しくないはあくまで個人のところはあると思うんですけど、先ほど述べたようにLINEというのは発展性があるって多くの利点があり、結果的には行政職員の負担軽減にも繋がっていくことです。やはりここは、単なるツールの一つというわけではなく、行政の情報や行政サービスと下支えする大きなツールとしてみていただいて、もう少し踏み込んだ登録の促しを今後も含めてしていくことが必要だと思いますので、ぜひそういった新しい、若い世代、今の時代に合わせた登録の促しも検討いただきたいと思います。それだけお願いします。

○ 議 長
○ 総務課長

はい、総務課長。

佐伯議員の考えておられる友だち紹介キャンペーンと少し違うのかもしれませんが、現在のすぐメール登録者に対しては新たに登録確保のためにそんなご案内もさせていただいたことがありましたけども、そうした際2日ほどで200件ほどの登録があったという実績もあります。そういったことも踏まえて今おっしゃられた内容も含めて、友だちからの招待ということも含めて登録確保を図ってまいりたいと思っております。

○ 議 長
○ 2 番

再質問、いいですか。

では、次の質問にいきます。

情報インフラの充実は大切ですが、受け取る側の受け取りやすさや情報の分かりやすさなど利便性の向上も考える必要があると考えます。例えば、すぐメールとLINEのように現在の運用で同じような情報が違う形で送られてくるという状況は、受け取る側からしても気持ちの悪いものではなく、しっかりと受け取られるべき情報も逆に見逃す恐れまで出てしまうと思います。また、

現在、本町では複数のSNSアカウント等で様々な情報発信をしています、LINEが町の情報インフラの中心となった場合、情報発信の簡素化を図り、受け取る側が迷わない情報取得ができる環境づくりを最終的には目指すべきだと思いますが、そこら辺のお考えをお聞かせください。

○ 議 長

はい、答弁。企画課長。

○ 企画課長

それでは4番目のご質問にお答えいたします。

町は町民をはじめ一般の方に対し広く情報発信に努めるため、情報ツールをいくつか持っております。SNSに限ると「メール」「Facebook」「LINE」「Instagram」「YouTube」があります。それぞれの情報ツールには良い点、悪い点があり、利用者が情報を得る方法を選択することになります。選択肢を増やすことで迷われる方もあろうかと思いますが、情報の取得に幅を持つことで様々なニーズに対応することが良いと考え、仮にLINEが町の情報ツールの中心になった場合でも、LINE一本に絞る必要はないと考えております。

○ 議 長

はい、再質問。

○ 2 番

今のことに再質問させていただきます。

現在、Tweeter、Facebook、InstagramあとYouTubeも町の方で取り組まれているんですけども、なかなかアカウントを取らないと見るができないというか、見るだけの人にハードルが高くって、新しい人が登録して見るというのはなかなか現状では難しいと思います。LINEは登録すればすぐ流れてくるので非常に入りこみやすいと思うんですけども、SNSを全部紐付けして一箇所に配信すれば全部に同時に配信ができるという機能がありますので、確かに情報取得を1個に絞るっていうのは、言い方が悪かったですけどもそれを削っていくというのではなくって、LINEに乗っければ連結しているTweeter、Facebookなども同じ内容が配信できるようにするべきかなと思います。すぐメールはLINEとほぼ同じ内容が送られてくるんですけども、これに関しては、Tweeter、Facebookはこっちから見にいかないと見えないですけど、すぐメールとかLINEはポンポンと送られてきてほぼ同じ内容が送られてきた時に、どっちか見ればいいやとなってくるんですね。そのときにどっちを見るか迷うことはないと思うんですが、同じ情報だと思って片方しか見ないことが往々にしてあります。そういう中で実は違う情報がすぐメールとLINEに流れてきたときに、同じ内容だと思ってLINEを見ないという可能性もありまして、簡素化というか確実に情報を受け取れるような仕組みですね、例えば全部を紐付けすれば1つの情報で全部が更新されるのでいいと思うんですけども、現在すぐメールに関しては基本的にはメール発信ということで、今後の情報発信を考えても有利が低いかなと感じるところがあります。現在すぐメールとLINEは同じシステムで運用されているということなんで、余計に経費が掛かったりとか職員の負担が増えるということはないと思いますが、現状のすぐメールとLINEを両方登録した方々が同じ情報が2つくるという状況について気になる方もみ

えますし、そこの部分の対策というか今後もそうやってやっていくのか、どこかですぐメールからLINEの方へ登録を変えてもらうとか、そういったことは考えられているのかお伺いしたい。

○ 議 長

はい、答弁を。企画課長。

○ 企画課長

はい、まずすぐメールとLINEで同じ内容が今流れているということですが、試験的にLINEを今回追加して広めようと、どんな情報でも取りこぼれないように対応しておりますが、私も実は、すぐメールとLINEを登録していますが同じ内容ということで、先日LINEの方は解約しすぐメール1本でしております。すぐメールのいいところは、メールとしては個人の情報をのせてやるにはたいへん適したツールだと思います。一方LINEについてはチャット機能がついて双方のやり取りを活用するという点があって、それぞれにいい点があると思います。当然紐付けも必要ですが、今町が使っている情報ツールの使い分けといったことも考えて情報発信していったらどうかと考えております。ここで反問をお願いしたい。

○ 議 長

はい。

○ 企画課長

先ほど佐伯議員の方でLINEの良さについて冒頭でいくつか教えていただいたことなんですが、それを再度読み上げますと、タイムラインによる情報の提供が一つ。それから必要な情報のみ選択して提供できるゼグメント配信。それからAIチャットボットによる自動回答という機能がある。それから公共料金のキャッシュレス決済ができる。もう一つは住民票や税証明書のオンライン申請できる機能があるということで教えていただきました。なかなか横文字でわかりことがあろうかと思ひまして、この中でAIチャットボットによる自動回答というお話がございました。皆さんに分かるように詳しくお話をお聞かせください。

○ 議 長

はい。

○ 2 番

では、反問にお答えします。AIチャットボットって確かに聞きなれない言葉でわからないと思いますので説明させていただきます。

AIチャットボットというのは人工知能を用いたもので、これは総務省の方でこれをもっと活用しようということで、オープンソースによる情報提供がされているものです。簡単に言うと、春日井市でもやっているんですけども、春日井市は子育て世代に向けての質問と答えというものをこれでやっていまして、春日井市のLINEのページに飛ぶと右下にキャラクターの名前がある。そこを開いていただいて、「予防接種は」と入れると行政職員が見て答えるではなくて、勝手にAIが予防接種に対する情報、答えを返信してくれる。予防接種は毎年何月何日で何歳から何歳にかけてこういうのをやっています。その下にそれに関するホームページのリンクが自動的に入ってくるやつで、大きいごみを捨てる時の手続きとか、あと行政情報に対する質問、瓶のごみはいつなのかとか、ほかのごみはどうなのっていうふうに投げかけるだけで、勝手にAIがその質問内容を理解してそれに対する答えを返してくれるシステムなんです。特にこれに関しては、本当に行政の方々、日頃電話でいろいろ質問を受け

と思うんですけども、その一部をA I チャットボットに任せることによって、そういった対応がすごく減ることが期待されるというものです。本当にこれは国もどんどん進めていこうとしていますので、ぜひ町でもこれを取り組むと職員の負担軽減、また町民の方も、夜中に明日ごみの日だっけと思ったときか、出せるごみは何か、そういう時に質問すると返ってくるので「ああ良かった、明日出せるわ」とか、そういったことが可能になりますので、ぜひ役立てていただきたいと思うサービスの一つです。

○ 議 長

はい。いいですか。

○ 企画課長

ありがとうございました。そういった活用ができるということで、大きな市なのでは多数の質問などに対応するという点で、職員の軽減が図られるという点では大変良いと思います。また、決められた時間にしか対応できない点では機能があると便利かなと良くわかりました。

もう一つ質問なんですけど、今回町の情報発信LINEを活用するということを提案いただいたところですけども、いかに簡単に分かりやすく情報を得ることができるか、そのための努力をしてほしいということかなと思っておりませんが、高齢の方にはやはりSNSを使うことがなじみがない方が多くて、当然LINEをやっていない方も多いと思います。また、高齢になってもLINEをやらないとそういった方にも町としてLINEの登録を進めてほしいというような要望しているように思いますがその点はいかがでしょうか。

○ 議 長

はい、いいですか。

○ 2 番

お答えいたします。高齢の方とか、そもそもスマートフォンなんか触りたくない方も、あとLINEを登録したくない方は僕の周りにもいて、そういう方々に対してもできるだけ積極的にその良さを上げていくのは大切だと思います。一方で80代70代の方々でも、一回ちょっとお話をしたら、「うちのグループはみんなスマホでLINEグループを作ってやり取りをしておると、町は何でこういうのをさっさと広げんや」というお話も聞いたので、その中でいろんなタイプの方がみえると思うんですけども、僕ら若い世代からどんどん上の方々に登録してくださいというのも当然やるべきだと思いますが、やはり既に使われている方から同じ世代から話をするとかだいぶ理解が違うと思います。それこそ登録者数を増やす話でもしましたけれども、そういった同じ年代の方々が今なかなか集まらない状態ですが、集まった際に「こういうのをやっていて今こうするとすごくいいやぞ。」という話を同級生だとか、いつも集まっている方々など住民同士でしてもらおうと、垣根が下がるんじゃないかなと思います。やっぱり垣根を下げたところで、今までのすぐメールと何が違うか、すぐメールを登録しているか分かりませんが、今までの放送だったりだとか、CCNetだったりだとか、広報に関しての情報提供とはまた違う、一歩進んだダイレクトの早い情報のメリットというのは、町から今LINEを持っている、白川LINEを使っている方々にいろいろ情報提供をして、白川LINEを使っている方々が「こんな便利なら教えてやろう。」「こういうのができるんや。」という、そういったコミュニケーションみたいなものが作れるような「白川

町LINEはすごいんやぞ。」というような形を目指していけると、そのためにはいろんなサービスが必要だと思います。僕としては、今はLINEですけども、情報インフラとして今までにないもっとダイレクトな情報提供と災害時にも役立ちますし、いろんな事にも使えるというものを全世帯の方々に広げる必要があります。これから10年後20年後を考えた際に、やはりとにかく分母を増やしていくことが、将来的な5年後、10年後にみんな白川町LINEを持っている状況を作り出していくと思いますので、そういった形で、これに関しては町全体で使っている方々の協力も得ながら、全世帯に向けて登録を促していくべきだと考えています。

- 議長 はい、いいですか。これで、佐伯君の質問は終わります。
ここで、5分間トイレ休憩をいたします。（午前11時15分）
- 議長 はい、一般質問を再開します。次3番 梅田みつよ君（午前11時20分）。
（3番 梅田みつよ君）
- 3番 議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1つ目でございますが、地域の公共交通計画のその後についてお尋ねをいたします。

私は、平成30年6月、地域の公共交通について一般質問をいたしました。その後は会議や行事等で、常に進化してきた交通網について、進捗状況をおうかがいしてきたところでございます。そのなかで、公共交通が必要な対象者という人はかなり絞られてきているというふうに思っております。公共交通は子どもや高齢者をはじめ運転免許がない皆様、そしてお客様たちに広く利用していただける事が何よりのこの町の願いだと思っております。先日、私はあるご高齢者の方からお話を聞く事がございました。それは、公共バスがすぐ家の近くを通っているのにも関わらず、あと少しの距離が移動できないためにバスに乗れないということをおっしゃってみえました。それはとても印象的でした。そこで質問に入りたいと思います。4つございますのでよろしくお願いをいたします。

計画から2年の月日が経過しました。どのくらい交通を利用しやすくなったのかということをお伺いします。そして、町民の皆様も願っている、先ほど出合った方々にもそういったお悩みを持ってみえる。あと少し、あと一歩の方々の交通事情というのを何とかできないものか。

そして、2つ目。このコロナ禍での運営も非常に厳しいものと思っておりますし大変苦勞も多いというふうにお伺いしておりますが、ドアツードアで送迎する事は実現に遠いものかということをお伺いしたいと思います。

3つ目、福祉有償運送、こちらの進捗状況はどうなっているのでしょうか。広域な地域でございまして、運営には本当に大変なご尽力をいただいていることは十分に承知しているところでございますが、その期待から2年が経過し一向に進まないというところに課題もあるのか、そして今の状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

4つ目、バス停の整備の進捗状況はいかがになっているのでしょうか。よろしく願いいたします。

○ 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

○ 企画課長

それでは3番梅田議員のご質問にお答えいたします。

本町の公共交通については、2年前の平成30年8月に白川・東白川地域公共交通網形成計画が策定され、同10月から現在の公共交通「おでかけしらかわ・ひがししらかわ」がスタートしました。地域・事業者・行政の3者が一体となり、地域全体で公共交通を作り・守り・育てるという基本方針のもと、利用者にとって身近な公共交通となるよう、改善を図りながら進めているところでございます。

利用状況について、少しだけ触れさせていただきますが、今年4月から8月の5ヶ月間で、濃飛バス、バスセンターが運営するJR接続便、予約制バスの全体の利用ですが、延べ10,890人の利用者がいます。昨年の19,570人と比較して55.6%の利用率となっております。減少の理由としては、主にはコロナウイルス感染症により、4月、5月の高校生の利用がなかったことが原因です。

ご質問の1点目ですが「この2年でどれくらい利用がしやすくなったのか、あと一歩の方々の交通事情を何とかできないか」という点についてですが、この2年間の利用の改善については、利用者や地域の声をお聞きしながら運行内容の見直しをいくつか行ってきたところです。

まず、デマンドバス（予約制バス）に関しては、各地区（白川、白川北、蘇原、黒川、佐見）に1台ずつ10人乗り車両を配置して、効率的運行に務めておりますが、医療機関の受診、商店での買い物など需要度の高い利用については、地区を超える直行便も用意をし、利便性を図っております。

2つ目ですが昨年11月からは「おでかけしらかわサポート便」として、土日の運休をカバーするよう、予約制バスによる試験運行を開始をしております。来年3月まで試験運行を行いまして、利用者のニーズを把握して更なる見直しとサービスの向上に努めたいと思っております。

それから、今年4月からは、佐見地区において高校生の夜8時便の運行を開始しました。また、3ヶ月定期券の新設なども対応しております。本議会でも提案いたします、来月からは予約制バスの1乗車運賃の新設など、地域部会と調整を図りながら、現在の「おでかけしらかわ」を更に充実を図るために改善を図ってまいりたいと思っております。

あと少し、あと一歩の方々については、次の質問でもあります「ドアツードア」の送迎に加えて、乗車が難しい方のフォローについて、になると思いますが、「福祉有償運送」のご質問でお答えしたいと思います。

公共交通は、10月1日から、3年目の有償運行に入ることになります。先日開催した白川・東白川地域公共交通活性化協議会にて、改善、更新の承認を受けまして、新たにスタートします。今後も利用者のニーズを的確に把握して、必要としている町民に適切な公共交通サービスが提供できるよう環境整備を進

めたいと思います。

2つ目のご質問の「ドアツードアでの送迎」についてですが、現状の予約制バスは原則ドアツードアの利用がされています。高校生が利用しているJR継続便（高校生通学バス）については、スクールバスを使用しておりますので、最寄りのバス停からの乗車をお願いしておりますが、予約制バスの車両は10人乗りのハイエースを使用しているため、利用者の自宅まで送迎ができます。道路状況によっては、自宅付近での乗降をお願いすることもあります。予約の段階で事前に確認することで利用者には気持ちよく利用していただけるよう心掛けています。ご心配いただいているコロナウイルス感染症については、車内、運転手の除菌、消毒はもちろん、飛散防止対策を徹底しております。原則「ドアツードア」を実施しておりますので、利用者の方には安心して利用いただけるものと思っております。

3つ目のご質問ですが、「福祉有償運送の進捗状況」でございますが、福祉部局と相談し、町内の福祉事業所等が中心となって試験運行を行うため、準備を進めたいと考えております。先ほどの「あと一步の方々の交通事情を何とかできないか」との質問もこの問いに含まれると思いますが、「おでかけしらかわ」がスタートし2年を経過する中で、身体等の事情により公共交通そのものが利用できない、と言った声もお聞きをしているところです。こうした利用に関しては、現在の公共交通の仕組みでは対応が難しく、福祉有償運送でカバーすることとなります。まずは福祉有償運送の試験運行の実施に向け、関係者と協議を進めたいと考えております。実施主体を定めて、利用する車両や運転手の確保、運行方法など具体的な話し合いはこれからとなります。

次に4点目のご質問ですが、「バス停の整備の状況」についてです。現在三川本郷地内のマツオカ白川店付近に待合所の整備を進めております。この場所は濃飛バス白川中央線と蘇原、黒川地区の予約制バスの乗り継ぎ地点となっており、利用者も多く、かねてから待合所整備の要望がありました。簡易的な待合所になりますが、工事は11月末で完成をします。12月から利用できる見込みでございます。以上で、答弁とさせていただきます。

○ 議 長
○ 3 番

答弁が終わりました。再質問ありますか。

多いに期待しておりますので是非ともドアツードア、そして福祉有償運送、そして利便性の向上っていうのを頑張って追求していただきたいと思いますし、私たちも様々なご意見を伺う中でお届をして、さらに町が一体となって公共交通に取り組めることは願っておりますので頑張りましょう。

今答弁いただいた方以外にですね、今緑ナンバーのタクシーがなくなっております。以前、他県または町外の方がJRに乗って白川口駅に葬儀のための来られたお客様がいましたが、その方が5Km先の葬儀場まで行くことができなかったということで、葬儀場からお迎えが行った。そういうようなことがあったかと思います。そういった面で、JRでお越しになった方々、町内の方はもちろんですけども、町外から白川町にいろいろなご用事でお見えになった方々というのは、どういうふうになんか解消されてきているのかということ

をお聞きしたいのと、町外からみえた方がどこか目的地に行こうと思ったときに非常に分りにくいというようなご意見がございました。これは家の近所の方の話でございますけども、ちょっとそこまで濃飛バスか何かで用事があって行ったけれども、なかなか駅からどこへ行っているのかわりづらかったということでございます。それから先ほど言いました、あとちょっとの所でバスに乗れないと話をしたんですけども、その方はですね、お家の方まで行く車の道幅が狭かったり、非常に道の成りあいが、白川町は山あり谷ありで非常に角度のきつい道などたくさんあって、大型のバスだったりハイエースクラスの車でも曲がれないというようなことを事情としてお聞きしていて、そこのお家に入るには一旦どこかでＵターンしてその角度に沿った形で坂道を登らないといけない。そうなったときにたくさんの方の利用者の方が何人かいらっしゃるとそういった手間がかけられないということを事情としてはお伺いしております。いろんな白川町の交通事情があってご不便はいろいろあるんですけども、本当にそういった方々の思いをみんなで共有して、白川町ならではの公共交通を展開していただきたいと思います。お願いいたします。

○ 議長

はい、答弁。

○ 企画課長

3つほど再質問をいただきました。まず、町外者に対する足の確保ということで、今年の4月から町内タクシーさんが休業ということになりまして自由に利用ができない状況が発生しました。そのため先ほど言いました、おでかけしらかわサポート便というもので予約制のバスが土日や祝日、平日の一部ですね、夕方になりますけども、空白の時間を作らないように動いております。そのバスを利用していただくことになります。予約の方法としては、コミュニティバスセンター「74-1401」にかけていただいて配車の予約をするということになりますが、おそらくそういった情報を駅で出しておりますけども、わかりにくいということもあろうかと思えます。スムーズに利用ができるように改善をしていきたいと思っております。

それから行き先がわかりにくいと表示のご意見だということでした。先日の活性化協議会という会議の中でも行き先をもっとわかりやすくというようなアドバイスも実際にしております。今後3月の改正になろうかと思えますが、そういった表示についてもわかりやすくして利用者の利便性を図りたいと思っております。

最後の、近くまでいけないという方、そのために一緒に乗っている方に気を使わせてしまうということで困ったよというお話でございました。その答えはなかなかできないと思います。こういうことは、公共交通に限らず道路事情の改善ということで含めて検討する必要があると思いますので、できる限り利用していただくということが大前提でございますが、福祉有償運送の利用も含めて一つの検討課題ということで承っていききたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○ 議長

再質問ありますか。なければ次の質問。

○ 2 番

町の強靱化についてお伺いをいたします。

町が強くなるためには、縦ばかりでなく、横のつながりも必要ではないでしょうか。連携ということでございますが、災害時の停電やライフラインや交通網の断絶時の影響ははかりしれません。先の8月23日では町内では比較的大きな揺れを感じる地震がありました。そして、8月31日には一部の地域で水道の断水がございました。一瞬でもそれは、コロナ禍においては、不安や恐怖が倍増するものと思っております。

質問でございますが、7月5日町内では防災訓練で実践が行われたところでございます。避難所の設営やテントを適時実施し、非常に時代に沿った避難所の配備をしていく考え方に私も賛同いたしますし、いち町民としても大変嬉しいことでございます。ただし、担当者が代わると、物事の判断も変わっていくことが少し疑問に思うところでございます。当然ある事だと思いますが、コロナ禍でこの期間の間にあちこちでいろいろな意見を聞いております。その中で、行政は縦割り行政だと言われる方がおられました。それはお一人ではございませんけれども何人かからそのようなご意見をいただいております。その詳しい内容についてはお話は控えさせていただきたいと思っておりますが、現在は各担当者の温度差、対策や対応の忙しさ、そして専門性なども当然違っているということでございますが、そういうことが重なって連携を妨げる要因にもなっているということも考えられるではないかと思っておりますが、それがすなわち縦割り行政と言われるゆえんではないかと思えます。私自身も連携が取れている状況かと言われれば決して十分ではございませんので、反省の日々でございます。行政では、優秀な人材がそろっておられます。ひとつの案件があったときに、すぐに他の専門部署の担当者、または得意分野の民間の方などの知恵を借りる、相談していく、そういった事がスムーズに行える状況であると思うのですが、時間がないという事もあり、担当者のみで判断していくことについて町民は大きな不安を持ちます。また、これからの行政はそういった姿勢が求められているのではないかと思っております。十分やっているとこのであればこれ以上質問することはございませんけれども、町民は、一貫性のある町政を期待しております。そこは町長がリーダーシップを取って前へ前へ時には立ち止まったり後ろに行かなければならないこともあるかもしれませんが、このコロナ禍でしっかり町を引っ張って行ってほしいという思いを断言させていただきたいと思えます。今、町長は大変お疲れだとお伺いをしております。そのご苦労ははかり知れませんが、町民の期待を背負っている町長に現在の真意をお伺いしたいところでございます。

任期残すところあと1年となっております。今後、コロナ禍で新しい生活様式ということでございますので、町長の目指す町政というのはどのようなものでございましょうか。お聞せいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議 長 はい、答弁を求めます。町長。
 (町長 横家敏昭君)

○ 町 長 それでは梅田議員の質問に答弁させていただくわけでございますが、その前に私は質問の趣旨が理解できない部分がございます。的確な答弁になるか疑問

に思うところでですけど、後ほどご指摘をいただければと考えます。

まず、質問冒頭にございました「横のつながりの必要性」でございますが、これは町行政内部のことなのか、あるいは民間機関も含めた広い範囲のことなのか判断いたしかねておりますけれども、例として示されました防災面でのお話をさせていただきますと、町だけではなく、国、県、他市町村、あるいは消防事務組合などの行政機関、また、電気、ガスなどのライフライン事業者や、道路、河川などに関わる土木事業者などの民間事業者、更には、社会福祉協議会、民生委員などの民間団体など、様々な連携、つながりをもって対応することになっていることはご承知のとおりだと思います。

次に、縦割り行政に対するご指摘がございました。町では、部署ごとに垣根を作っているつもりはございません。抱える課題に対しては係長会議、あるいは課長会議において課を横断した中での検討や意見聴取を行っております。こうした中で町長の一人の思いで独占的に政策を強行するようなことはございません。町行政を執行する中では、すべての事業が順調に進捗していくわけではございませんし、コロナウイルスや災害のような突発的事案もございます。そのような諸事案に対しては、その都度、全職員に対して問題意識の共有を図り、解決策を検討する場を設けております。国の機関で言われるような縦割り行政は、省庁ごとに所管する事業でのバリア的なものを指すかと思われませんが、省庁ごとに職員が固定される国とは異なり、町の職員は様々な部署を異動します。農政を担当していた職員が、翌年は福祉に携わることもございますし、自分とは関係ない問題と感じていても、次の担当が自分になることもあり得ます。また、過去に自分が担当したことのある事務に関する事案であれば、現状は違う部署であろうとも、その経験したことが参考になることもございます。町の職員は、年を重ねても、異動によって一から勉強することも必要であり、大変だとは思いますが、幅広い知識を得ることが財産にもつながると考えております。「担当者の温度差」とか「担当者のみの判断」という内容が質問にございましたが、それは縦割り行政というよりも、方針や情報共有が末端の職員まで認識されていないということかと思えます。職員間の周知、連絡不足によるものであるとしましたら、徹底する必要があると反省いたしておるものでございます。担当で判断しかねるものは、即答を避け、上司の判断を仰ぐことは当然のことであり、また、報告することも行政の中では大切なことであります。しかしながら、すべての詳細な事務を私が決定するわけではなく、事務決裁規程に則った権限が役職に応じて定めてあり、所管等において判断することもございますので、ご理解いただくようお願いいたします。

さて、「コロナ禍において目指す町政は」ということでございますが、現在のコロナ禍においては、町民の皆様にも多大なご不便をおかけしていることと思います。終息の時期は未だ見えてはおりませんが、国では「新たな日常」や「ウィズ・コロナ」というような言葉でこれからの時代を例えています。感染者数の増減に一喜一憂していた発生当初と比べると、少しコロナに対する感覚が変わってきた感もございますが、感染対策としての「新しい生活様式」は、今

後も続けることになろうと思われます。

更に、インフルエンザの流行期を迎えることもあり、特に医療機関におかれ
ては厳しい状況になることが予想されます。本定例会に上程しております補正
予算にも、医療機関、福祉施設に対するコロナ対策費用も見込んでおり、議員
各位のご理解をよろしくお願いするものであります。

この7月に、「経済財政運営と改革の基本方針2020」、いわゆる「骨太
方針2020」が、「危機の克服、そして新しい未来へ」として閣議決定され
ました。「新たな日常」を通じたポストコロナ時代の対策として策定されまし
たが、この「新たな日常」とは、もはや「非日常」と言ってもよいほどの状況
であり、このような状況下で町政を担うことの難しさを実感しております。
特に、自主財源の乏しい本町における財源確保という点では、現時点で国の動
向も不透明であり、今年度で時限となる「過疎法」の方向性も示されない状況
の中、来年度以降の町単独事業がどの程度実施できるかという不安材料もござ
います。

コロナ禍において最も危惧されることは、感染拡大と経済の疲弊であると思
えます。感染拡大については、現在行っている対策以上には、今のところござ
いませんが、町民一人ひとりの意識の醸成と、対策情報の周知、また、不当な
差別や誹謗中傷を行わないことへの理解をお願いしていくこととしております。
経済対策としては、国の交付金を活用した様々な施策を展開しております。今
法人税の申告等をみておりましても、町内企業の実績というのはまちまちで
ございますけども数万円程度落ち込みだと思っておるものでございます。現段
階では表面化していないいろんな問題もあろうかと思われますので、今後も状
況を注視しながら、必要であれば更なる対策を検討してまいります。

しかしながら、コロナ禍と言えども、行政上において必要な通常施策は淡々
と進めていく必要がございますので、変わりゆく状況に対応した方法を模索し
ながら事業執行に努めていく所存であります。また、コロナ対策とは安心で快
適なかつ健康で文化的な生活が実現するための手段であります。つまり、環境
保全対策とも同様でしょうけども、環境と経済の両立を目指したSDGs等様
々なこれまでの取り組みや議論がコロナ対策でも同じではないかというふうに
考えております。

そして、もう1点でございますが、私は健康でございます。以上、答弁とい
たします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 2 番 再質問ではございません。改めて地方自治法の第2条第14項にございま
すように、最小の経費で最大の効果を得ること。そして、第15項には合理化に
努め適正化を図って他の自治体と協力をしていくこと。というようなことが書
いてございます。私たちはこういう立場でございまして、町民の皆さんの
ために行政と議会も議員も一丸となってこの状況を一緒に進めていかなければ
ならないと思っております。今後とも期待しておりますのでよろしくお願い
します。終わります。

- 議 長 3 番 梅田みつよ君の質問を終わります。ここで、午前の一般質問を終わりたいと思います。午後は1時から再開します。
休憩します。(午前11時51分)
- 議 長 ただ今から午後の会議を再開いたします。(午後1時00分)
一般質問を引き続き行います。5 番 服部圭子君。
(5 番 服部圭子君)
- 5 番 それでは議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。
最初の質問は、バイオマス燃料製造とエネルギーの地域内経済循環について、質問を2つに分けてさせていただきます。
三川にありますバイオマス燃料製造の施設の現状と課題、また、それを解決するための今後の計画について伺います。
- 議 長 答弁を求めます。農林課長。
(農林課長 三宅正仁君)
- 農林課長 5 番、服部議員のバイオマス燃料製造と、エネルギーの地域内経済循環についての1 番目のご質問にお答えします。
服部議員の質問のバイオマス燃料は、東濃ひのき製品流通協同組合の木質バイオマスのことだと思いますので、このことについて回答させていただきます。
現在の木質バイオマスは、平成12年に廃棄物の規制に伴い、主に建築廃材等の産業廃棄物を焼却するとともに、発電につなげ東濃ひのき製品流通協同組合内の電力を賄うことと、焼却時の熱を建築材の乾燥に使用することを想定して、建設されたものです。その後、電力はFIT申請し売電にも取り組んでいます。しかし、FITの終了が令和5年度までに迫る中、機械は耐用年数を超えて老朽化が進み、昨年は大きな修繕をしていますが、今後も続けていくことが難しくなってきています。このような中、東濃ひのき製品流通協同組合を中心に検討を行った結果、FITの終了までに、新たな方向性を見出し、東濃ひのき製品流通協同組合の経営の改善にもつなげていくこととしており、現在、木質チップ製造が有力な候補となっています。今後の計画については、東濃ひのき製品流通協同組合の取り組み内容と合わせて、エネルギーの地域内、町内での有効活用について検討するため、現在、コンサルタントに素案づくりを委託しています。以上回答の説明です。
- 議 長 はい、再質問ありますか。
- 5 番 それでは、今の施設ですが建設会社の方々の要望からできたという施設ですが、そういう方たちの新しいニーズについてはどのように対応されるお考えでしょうか。
- 議 長 はい、農林課長。
- 農林課長 建設会社のニーズと言われましたが、今組合に加盟してみえます建設会社のニーズだと思いますので、1 番の質問の最初にありました産廃の廃棄というところがニーズの部分だと思います。それについては木質チップでも廃棄物をチップにして使用することもできますので、そういった形での対応を考えているというふうには伺っています。

- 議 長 再質問よろしいですか。
- 5 番 そういうことは、廃材で釘とかいろいろ混じっていてもチップ化することは可能な技術の状態であるということによろしいでしょうか。
- 議 長 はい、農林課長。
- 農林課長 細かいところの部分はどうするというのは私の段階では答えできませんけども、そこも含めてできるという想定で検討しているということになります。
- 議 長 はい、服部議員。
- 5 番 乾燥する機能があるということで、それが大変木材製造には必要不可欠なものだと聞いておりますが、そういった施設は、今後もその敷地内で残していくというような方向で検討されていますでしょうか。
- 議 長 はい、農林課長。
- 農林課長 たぶんそこも今後のところになりますけども、今のところのお話を聞く限りはそこも含めて残していくような方向で、進めていきたいと伺っています。
- 議 長 はい、服部議員。
- 5 番 電気を作ることにについては、今後はどのようにされるのか。今までの電気を作るというふうなことが、環境に木材を利用して熱で電気を起こすということが可能で環境にも循環的にいいのではないかなというふうな見方もあったとは思いますが。やはり F I T が切れてその電力の価格が少なくなってしまうとただでさえ効率の悪い電力作りとなって疑問視する面があると思いますので、電気を作るために、チップを燃やすというような方向であるのか、その辺だけお聞かせください。
- 議 長 はい、農林課長。
- 農林課長 そこについては、バイオマス内の発電については検討の材料というふうになっています。一応今までもそうなんですけども、F I T があるということで電力の発電というのが優位というふうな形でできていますけども、これまでもバイオマスの方では電気だけではなくて熱利用についてもいろいろ検討されております。そういった点で資源を有効に活用ができるようこれから検討をしていくということになっております。
- 議 長 はい、服部議員。
- 5 番 その施設が持続するために今までいろいろ修繕を行ったということですが、灰の処分に今までかなりお金が掛かってきたと聞いていますけども、燃やすのを最小限にすればそういった部分は非常に少なくなるということではないでしょうか。
- 議 長 はい、農林課長。
- 農林課長 バイオマス自体の灰の処理は少なくなると思います。チップにすることで、バイオマスだけで使用するだけではなくて、他の施設ですとか、家庭でも木質チップでの発電というものが進んでいますので、そういった所への出荷なども検討できるようになってくると思います。
- 議 長 はい、服部議員。
- 5 番 では、チップにするというのは、燃やすのではなくチップにしてどこかに売

ったりとか考えてみえるというふうですが、その計画の大体の見通し、令和6年にはF I Tが切れるという期限は聞いています。何年ぐらいにどのような計画でチップ化し、非常に音が大きいと聞いていますので場所や規模についてわかる範囲で聞かせてください。

○ 議 長 はい、農林課長。

○ 農林課長 今回の事業の見通しということですが、今は明確にお伝えすることはできません。先ほどもお伝えしましたとおり令和5年度でF I Tが終了するということで、そこはなんとか次の計画が間に合っていけばというふうには思っています。今のチップ化の機械は、音等の問題もありますけども、実際製造する場所が、今の場所でいいのか、それとももう少し山に近い所そういった所にするのがいいのか、その辺についても今後の計画の委託の中に含まれていますので、その結果を待ってということで判断をさせていただきたいと思います。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 5 番 ありがとうございます。木の利用ということでやはり町の重要な産業であると思いますので、財政面等の検討も含めてだと思いますが、なるべく進めるようにお願いしたいと思います。

次の質問にいかせていただきます。山の町白川町の森林の利用は、多岐にわたります。その森林の使用の中で、先ほども質問いたしましたが、その中でも最近、チップにすることで、エネルギー循環が図られるシステム作りができていたことを聞きました。そのことには大変期待をしますが、環境問題というのが近々に迫っております。地球全体にとっても大きなテーマですが、私たちがその役目を担うことが大切だという時期にきております。その全体の白川町のエネルギー循環について計画と展望、課題をお尋ねいたします。

○ 議 長 はい。答弁を求めます。農林課長。

○ 農林課長 二番目の質問についてですが、一番目のご質問でも回答させていただいたとおり、現在、森林資源の量や収集・供給の可能性、バイオマス燃料事業の見通し、バイオマスエネルギーの利用方法についての調査と計画の素案作りをコンサルタントに依頼している状況です。今後の報告・検討を経て、バイオマスエネルギーの利活用の方向性を決めていく予定であるため、現段階では、計画、展望、課題についてお答えできませんが、計画をお示しできる段階になりましたら、議会へも報告させていただきますのでよろしくお願いします。

○ 議 長 はい、服部議員。

○ 5 番 すいません。計画も展望も課題もないというか今は言えないということで、何についての質問になりますが、エネルギー循環ということでご提案なんですけども、チップの熱で発電するものについては、熱を出すということで環境問題については少し疑問が残るところがあると聞いています。そういったチップからなのかはちょっとわからないですけども、燃料にするエネルギーを使うということで、木をガス化して燃料にするような方向とか、あとはプラスチックに変わるそういった研究も進められていると聞いております。木の有効なそういった環境にも、環境問題を何とかこれから持続化していくためにも、そういった新たなエネルギー

一循環への使用が言われていますが、そういった多方面への利用を研究して積極的に進める考えはあるでしょうか。

○ 議 長 はい。農林課長。

○ 農林課長 ありがとうございます。今の話、ガス化ですとかプラスチックに変えるというような話がありました。プラスチックというのは飛びぬけてということでありますが、ガス化については、今の発電ですとかそういった機械もできているようなお話も聞きますので、そこについては今コンサルタントに委託の中で可能性として検討していただくようなことにはなると思います。

プラスチックとかは技術的なところがあると思いますので、そこまでは求めていませんけども、現実的な利用方法としての検討はしていただく予定になっています。

○ 議 長 はい、服部議員。

○ 5 番 ありがとうございます。では次の質問に入ります。

次は、林業の担い手育成協議会についてお尋ねします。林業は、白川町にはなくてはならない産業だと思いますが、その担い手は少なく、課題も多くあると思います。町では森林環境税を使って、担い手協議会を作り、林業者の育成を行い始めておられます。その目的と現状、課題、今後の展望をお聞かせください。

○ 議 長 はい、農林課長。

○ 農林課長 それでは林業担い手育成協議会についてのご質問にお答えします。

平成30年第4回定例会の「森林環境譲与税」についての一般質問の中で、白川町の林業従事者数は、私有林人工林面積当たりの林業従事者数が、他市町村に比べて少なく半数程度であり、また、森林境界が未確定の森林も多く、森林整備が進みにくい状況にあるため、これらの解消を図っていくことを、平成31年第1回定例会の「林業の担い手」についての一般質問の中では、林業従事者の不足を解消するため、地域おこし協力隊の活用や林業の担い手育成の体制作りを図っていくことをお答えさせていただいています。

これらの計画を実現するため、令和元年度に地域おこし協力隊員として女性1名を採用するとともに、林業担い手育成協議会を設立し、担い手育成に取り組んでいます。地域おこし協力隊員は、林業技術を身に着けるとともに、林業担い手育成協議会の事務にも携わっていただき、併せて協議会のホームページやTwitterで協議会の活動や地域おこし協力隊員としての活動を発信していただいています。また、協議会においては資格・安全講習の受講や装備の購入、技術研修会の開催、指導者育成などの支援に取り組んでいます。また、令和2年3月に締結した、「岐阜県森林文化アカデミー」との連携協定に基づき、アカデミー卒業後、白川町の林業や林業関連事業に従事することを条件として、授業料、教材費などの修学費用を貸し付ける修学資金貸付制度も創設し、来年度には、東濃ヒノキ白川市場、白川町森林組合で卒業生3名を採用する予定です。林業は気の緩みが事故につながり、時に命にもかかわる危険性もある仕事であり、採用してすぐ独り立ちできるわけではなく、育成には時間が必要です。また、一昔前より興味を持つ人は増えているとは思いますが、希望者が多いとも言えない状況に

あり、一気に従事者数を増やすことは難しいと考えています。このため、白川町の林業に従事することを希望する人を、丁寧に育てていければと考えています。また、育成した人材を定着に結び付けていくには仕事を増やしていくことが必要であり、森林整備の促進と仕事づくりを促進するため、森林境界明確化事業の推進も図っていきますのでよろしくお願いします。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 はい。質問ありますか。

○ 5 番 令和1年度から地域おこし協力隊の方がすでに発信していただいて、雰囲気盛り上がり、また協議会に参加する方々もすごくおられるというふうに聞いております。そういう指導者の方を育成するというのが言われましたけれども、非常に大事なことだと思いますし、年代的に指導される方々が高齢化してくると、本当に今そういう方々のご尽力というのを仰いで育成をしていかなければいけない時期だと思います。確かに長期的なサポートがいるんですけども、時代はやはり指導する人が高齢化してくるということでそういうのが大事だと思いますが、その辺の課題が指導者を育成するというふうにおっしゃったんですけども、やはり指導者は不足しているというような状況であるのか、育成の展望はどのようなものなのでしょうか。

○ 議 長 はい、農林課長。

○ 農林課長 指導者としては不足というか、そんなに多くはない状況にはあると思います。ただ、一人親方の方や市場の作業班で仕事をしている方がいますので、その中で上手に指導者を育成していければと思っています。基本的に指導者の育成というふうにしてあり、市場の作業班の中で指導を図っていくことは必要だと思います。現実的に一人親方ですと講習会の受講が少ないので、安全性を高めていくという意味でもう一度講習を受けていただき、新しく就業される方の指導を徹底していければとお願いをしております。

○ 議 長 はい、他に。

○ 5 番 ありがとうございます。いつも危険な仕事ということで、育てつつ指導者の安全とかレベルも上げていくという活動だとお聞かせいただきました。次に林業世界のIT機械ですとか、そういうものを使った林業が進められていくと思いますが、その協議会では技術とか育成についてはどのようにされているのでしょうか。

○ 議 長 はい、農林課長。

○ 農林課長 今林業の段階のIT化ですけども、基本的に重機とかの自動化は進みつつあると思いますけども、それよりも今ITの方で関連してくるとしたら山の測量です。ドローンなどそういうものの活用について最近は進んできたと聞いております。今の協議会のところではそこまでの取り組みはまだできておりませんが、当然これから必要になってくると思いますので、そういったところにも絡んでいけるような状況ができればと考えています。

○ 議 長 はい。服部議員。

○ 5 番 次に林業者の方々の収入が低いとか、あと雨の日の仕事がないということで

月収というのにすると非常に低いというような感じを受けておりますが、その辺のところへの受け皿とか収入面の向上については、協議会の中ではどのように進められてますでしょうか。

○ 議 長 はい、農林課長。

○ 農林課長 収入面については協議会の方ですべてできるわけではありませんけども、とりあえず森林組合さんとか市場さんでは、やはりその中での努力とそこに対して県の事業を使うことができますので、そういったことをお願いをしていくような状況であります。一人親方についてはなかなかそこまでできないところもありますけども、先ほどの指導者育成の中で指導者謝金という形でお支払いする中で、そこが新しい方に回ったりとか可能であればできるのかもしれないんですけども、指導される方も時間をさいて若い方を指導をされるということで、そこに対して謝金をお支払いしておりますので、その部分も指導者の中で上手にやり繰りさせていただけばと思います。

○ 議 長 はい、他に。

○ 5 番 町内には大工さんの学校というのがありまして、その学校を支えているいろんな事業者の方々があるわけですけども、林業の場合には、なかなかそういうふうにはいかないというのがありますので、できるだけそういった方への支援をより一層高めていただきたいと思います。最後に林業者の方々が、新規で移住してみえる方とかが林業に携わる例が白川町には見られるんじゃないかなと思います。以前半農半Xという言葉がありましたが、半林半Xとか半農半林とかそういった形の働き方を求める方々がおられるという時代の背景があると思います。そういう方々がどうして入ってくるのかというと、ホームページ等でお知らせをしていただいているとは思いますが、この町がそういう人を受け入れているというような雰囲気をもっと外にアピールしていく必要があるではないかなと思いました。文化アカデミーとの連携とかをしていただいたりしてはいますが、そういった面での町の林業者に対する尊厳、そういった点について少し伺いしたいと思います。この町に来て林業をしてくれることでこんな貢献ができるんだということの中には、水源の町の担い手であるという点ですとか、あと学校教育の中でも林業という仕事が環境を保全していく。この町の中心的な産業であるということを伝えたりするような、そういったことがされていると、また後継者として町に帰ってきてくれる。そんなことも望まれると思います。

もう1点は、今異常気象が起こっているのは温暖化が進んでいるのが原因だとほぼ確定されています。その温暖化というのは1年2年で何か手を打たないと取り返しがつかなくなり、最低でも2030年までには温度を1.5度上がらないようにしないといけないというような環境問題が近々に迫っていると思います。そういった点についても、この白川町は気象変動の非常事態であるということに意識を持ちそれを担ってもらう林業者ということで、町のビジョン、使命感、そういった林業者がくるための使命感とか貢献してもらう部分、もっとアピールできると来てくれる人が増えるんじゃないかなと思います。そ

ういった林業者の人に来てもらうためのアピール、町の考えをお聞かせいただけたら、お願いします。

○ 議 長

はい、町長。

○ 町 長

施策的な部分ですので私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

今回課長の方がビジョンだとかいろんなことが発表できないと申しております。私は町長として白川町の林業の在り方というビジョンを持っておりまして、ございますけど、その中で先ほどは木材流通の話がございました。木材流通のシステムはご存じだと思いますけども、白川町だけが構築しているものではないわけございまして、他市町村一緒になって広域でやっておりますわけでございます。その中で、新しい事業の取り組みについてもすでに方向性というのでございまして、行政としてじゃ何のお手伝いができるかというようなことで今向かっておりますし、先ほどの担い手の話につきましても、今日も田代地区でやっておりますが、スマート林業という形のなかで無人の重機を使いまして、今回は整地の部分をやっておりますけども、そうしたもののにも挑戦しておって、いわゆる今までの林業と感覚が違う部分でやっております、今まで担い手育成という形で取り組んできたのは、地元の林業者を、いわゆる地場林業者の方をどう育成していくかということをしてきたけども、もう少し方向を変えなければいけない。それから建築という部分のなかに集中してきたんですけども、先ほどご指摘のありましたチップ等についてナノチュウブだとかいろんなものの取り入れの段階はまだまだなんですけども、フタムラ化学さんだとかいろんな企業等訪問した中で新しいものにも挑戦をしていきたいなという思いでおるところでございます。2年後に計画されております美濃加茂バイオマス発電というものは、これから私ども町の一つの材木の利用の方向性がでてくるんじゃないかと、そんな中で、先ほど言いましたようなスマート林業という形のなかで、1本の木の枝から葉っぱまで全部利用できるような林業を目指していきたいなと思います。

それから、気候非常事態宣言ということでございますけど、去年あたりから、国内でもそうですけども、外国、特に浸水するような深刻な問題を抱えておみえになる地区ではそういう宣言がなされておまして、今年度になってからも、岐阜県はまだですが、国内各町村で宣言されるケースもでておりますし、国民におきましても今回コロナということで中途派の宣言はなされていないわけですけども、是非議会の皆さんが先頭に立っていただいて、議会あつての宣言というのがいい点ではかなと思っておるところでございます。そんな話も受けまして、実は先般山形県の飯部町というところが議会の宣言をやっておりましたので、ちょっと行ってまいりました。山の町でございまして、いわゆるこの宣言をすることによって、今そこは中津川の農家民宿という形で非常にそれをしまして、それを表に打ち出して移住等促進をするようにということですけども、それを利用するのではなくて、本当に一人ひとりの町民の皆さん方が一人ひとりの分団化に対して一途という形のなかで、取り組んでいかれる意識というのが一番大事ではないかというふうに考えております。先ほど梅田議員

の質問のなかで申し上げましたとおり、環境と経済の両立させる必要があるというふうに思っておりますので理解を町民の皆さんにいただけるように頑張りたいと思っております。

○ 議 長 はい。服部議員。

○ 5 番 ありがとうございます。さすが町長さんで、言葉がみつかりません。造詣が深いと言うと言葉足らずですが、環境問題もすぐに見学に行かれるということで、私たちも町民全体が何か勉強会なりそういった見学会などをして、私たちも含めてそういった山の町そして環境問題についても川岸の向こうのことではないのだということを改めて思わせていただきました。今後とも、林業者の方々、他の有志の方々と手を組んで、山の町、環境の町というものを進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。佐見中学校統合計画と佐見小学校の今後について、お尋ねします。

まず最初に、佐見中学校は令和4年予定で白川中学校への統合実施とされておりますが、その考え方と進め方についてお尋ねします。

○ 議 長 はい、答弁を求めます。教育長。

○ 教 育 長 佐見中学校の統合の考え方と進め方についてお答えします。

中学生という発達年齢を考えますと、ある程度多くの人数の集団で学習できるようにすることが望ましいと考えています。いろんな個性の子がいる、感じ方や考え方の違いが分かる、互いに吸収することで新しいものを生み出していく、そんな教育環境を中学生に整備してやりたいと考えます。ある程度多くの人数の集団とは何人という規定があるわけではありません。ただし、中学校では学年4学級から6学級を標準としたり（学校教育法施行規則第79条「中学校は12学級以上18学級以下とする。特別の事情を認める。」）、クラス替えができる人数が適切としたりする見解はありますが、現実にはクラス替えのできない小規模校が多く存在しています。現場の教師は生徒が40人なら40人の学級運営をしますし、10人なら10人の学級運営をします。それぞれのよさと課題を踏まえて指導しています。人数による違いを定量的に研究したものは見当たりません。私の経験では学級20人ぐらいの生徒がいれば、人間関係の固定化も比較的少なく、切磋琢磨することもできると考えています。しかし、簡単に学校統合をしたり、子ども増やしたりすることはできませんので、学校ではこの課題を「指導」によって解決しようと努力しています。

佐見中学校については、本年度全校生徒16人というとても小さな学校ですが、教職員や生徒、保護者は一丸となり、大規模校に負けない活力ある学校づくりに努力してもらっています。これはすべて「指導」がうまくいっている証拠です。ただし、16人という少人数では、どうしてもできないことがあることも事実です。佐見中学校は、しばらく18人前後で推移しますが、やがて全校生徒が一桁になってしまい、保護者、地域からは、統合もやむを得ないという声があります。

教育委員会としては、佐見中学校に限らず町内の学校が小規模校、少人数学級

になっているため、一昨年11月、白川町小・中学校再編検討委員会に、白川町の小・中学校の望ましい教育環境のあり方について諮問し、昨年9月にその答申を受け、今年1月14日には「学校再編に関する教育委員会の方針」を示しています。そこには、「将来的には義務教育学校『美濃白川学園』の創設を目指す」とし、中学校については、計画的、段階的に町内1中学校に統合するとしています。ただし、そのためには地域の合意形成や義務教育学校の啓発をはじめとする多くの配慮事項も掲げています。

ここまでは考え方ですが、次に進め方ということですが、教育委員会の方針には中学校の統合の時期は示していませんが、佐見中学校と白川中学校の統合は令和4年4月1日と計画しています。令和4年3月31日をもって佐見中学校を閉校するというものです。そのためには、統合によって佐見中学校の生徒はどんな中学校生活になるのか、佐見小学校の児童の教育はどうなるのかなどについて、佐見の子どもの将来を考える会、佐見小学校・佐見中学校のPTA役員会、佐見保育園、佐見小・中学校の保護者会、そして地域全体に対して、統合に関する説明会をこれから開催していく予定です。そこで統合に関する合意が得られたのであれば、白川町立小・中学校設置条例の改正を上程しますので、議員の皆さんには審議をお願いします。なお、統合に関する諸課題、なかでも通学方法や部活動については大きな問題であり、準備に時間を要しますので、教育委員会の担当者だけでなく準備委員会を本年度中に立ち上げて、調査研究や検討会を実施してまいります。このような進め方を考えております。

- 議 長
- 5 番

はい。いいですか。

概ね地域の中でも、今言われるようなことで受け止めていると私も思っております。また、進め方については準備委員会を設置して進めていくということで、去年の白川小、白川北小の統合の経験もさらに生かして取り組んでいただけるものと思い、大変に感謝しております。

今は送迎面のことでどういうふうにやっているか、準備も含めてですが、やはり心配する面としては、先ほど教育長がおっしゃったように、送迎面と部活活動の面と、もう一つは地域との関係そういった3点についてあると思います。送迎については、今白北と白小のところで何か工夫された面があれば教えていただきたいのと、災害時の対応については、佐見から白中までというと遠いですし、川の増水等あると交通止め等もあると思います。それは白小、白北の場合でもあると思いますが、その辺についてのご見解とか今までの実施状況をお聞かせください。

そして、3つ目には地域との関係が中学生がいなくなることで、先日も小中学校の運動会が合同で行われましたが、なんだか再来年は中学生がいなくなると思うと寂しい気持ちが込み上げてきました。そういった地域との関係というのは、現在でも白中の場合、例えば蘇原の中学生たちがどのような地域活動のなかで中学生が活躍しているのか、そういった面について寂しさ以上に校区としては子どもたちが増えたという事例があれば教えていただきたいと思います。その3点について質問します。

○ 議 長 はい、教育長。

○ 教 育 長 通学のことににつきましては、旧白川小学校と旧白川北小学校が統合するにおいても、心配事のベスト3の一つでした。平日にはバスを増発させながら対応しておりますし、またコロナということになりまして、増発したバスがさらに満車状態ですので、また増やすようなことで随時対応しながらやっております。佐見中学校の生徒が河岐白川中学校の方に通学するとなると、先ほど言いましたように準備研究している最中ですが、去年濃飛バスで計測しますと有本から70分の乗車時間でした。いかにも遠い、時間がかかるということで、いろいろ検討した結果、バスを2台走らせれば解消できないかということで今調査、研究中です。2つの発車地とルートを工夫してやれば50分ぐらいで白川まで来れるのではないかと試算はしております。バス1台増やすということは予算が増えますので、もう少し具体的なことが決まりましたら、議員の皆さんにも検討していただきたいと思っております。

今、大雨により警報がでたら安易に学校から下校をさせない決まりでやっておりますので、常に気象情報に注意をしながら早め早めの下校なら下校、保護者への連絡というような対応でやっていくことに変わりはありません。その伝達手段については、また研究していかなければいけません。災害が起きてからとならないような構えでいます。

学校と地域との関係につきましては、準備委員会に、来年度になったら学校の先生にも入ってもらって、佐見中学校の教育財産、白川中学校の教育財産を織り交ぜた新しい教育課程を作ることになります。佐見中学校では秋には1年おきに地域の歌舞伎に出ている子もいます。白川中学校では歌舞伎を取り上げたことは一切ありません。そういった時にどのようにして新しく統合した学校で教育課程をやっていくか、教育委員会だけで決められないので、学校と一緒に新たな教育課程を作る必要があります。白小と白北小の統合した新しい白川小学校では、白川地区と白川北地区にあった教育財産を織り交ぜた内容で教育課程を作りましたが、今年はコロナで2カ月も休校になってしまい、大変厳しい中でしたけども、6年生で歴史の勉強をしました。その中で大利にある中の森遺跡という文化財がありますが、これに対して旧白北小でも特に見学をしておらず、まして旧白小でもやっていませんでした。教育課程を昨年の中に煮詰めていた時に、こんなものがあるから是非やろうということで、時間のない中で今年初めて行い、新しくなった6年生は中の森遺跡を見学に行ってさらに土器まで見つける新しい試みができました。両方の持っているこれまでの財産を織り交ぜて新しいものを作って、これは秋田県の話ですが、ある学校が統合することによって地域芸能の神楽が衰退していたものを、統合することによってもう一方の学校生徒は興味があってそれに参加したいということで、統合する前より盛り上がってきたという事例もあります。統合によって全部縮めていくのではなくて、中には発展ができるものもあるということを、この準備委員会で進めれるような計画でいます。

○ 議 長 はい。服部議員。

○ 5 番 ありがとうございます。次に令和3年の移行期についても、オンライン授業ができるようになってきましたので、一緒に勉強する機会ですとか、子ども同志の繋がりには先に作っておくというようなことが、白小、白北小の場合もそんなようなことをお聞きしたことがあります。そういった面や行事などの参加をどういうふうにされているのかという、意外に私も議員になって、他の小学校、中学校を初めて見にいかせてもらったというような、白川町なのに非常に地域があまりにも壁がありすぎる点も感じていましたので、こういった学校統合を通して双方のお友だちとか出会いとかそういうのが、すでに今から増えていくような対策をとっていただきたいと思います。今の中3の子たちは統合にはならないですけど、でも折角こういう時にありますので、一緒に3年生同士の交流などもやっていただけたらうれしいかなと思いますがいかがでしょうか。

○ 議 長 はい、教育長。

○ 教 育 長 議員のおっしゃるとおりのことは、令和3年度に実施を計画しています。現在では、2年生の青雲のつどいとか交流の場とかありますが、数が少ないのが現状です。部活動では白中と佐見中の共通の部活動がありますので、そういったところでの交流はありますが、学校と学校が意図的に交流したということはあまりありません。令和3年度では計画的に実施していく予定であります。

○ 議 長 はい、服部議員。

○ 5 番 ありがとうございます。子どもの交流、地域の壁、そして、大人も、保護者の方々の交流なども今から進めていただければと思います。ありがとうございました。

では、それに伴います小学校についての質問をさせていただきます。佐見小学校の急激な児童人数の減少と令和4年以降の学校の在り方についてお尋ねします。

中学校閉校に伴いまして、長期予定の中では、令和4年には佐見中学校への佐見小学校の移転、そのあと、白川学園の分校として、4年生までの子どもが佐見分校で残ることなどが大まかに予定されています。佐見小学校の今後の在り方を進め方についてなんですが、今年度の1年生の児童は2名、佐見から昨年転出される方などもあり、今年から1年生の児童数は2人、今後も3人、3人、1人、2人、ゼロ人と見込まれ、1，2年生も今年からやむなく複式となり、現在、佐見小学校は全校複式学級で3クラスとなっています。

2020年から新しい教育改革によって、教える教育から、自ら答えを出す教育と移行し、白川町でも率先して取り組んできたアクティブラーニングやユニバーサル教育、コミュニケーション教育が、その特徴としてあげられます。また、教育長の掲げる体験教育も、今の時代になくはない教育だと思います。それらの教育について、人数の少なさは、他のメリットでは補えないデメリットの方が大きいのではないかと、心配するところです。学力は補えても、心や人間関係の豊かな成長を促す体験が少なくなることは、これまでも指摘されていますが、子どもの発達保障や、教育権の見地から、可能な限りの合理的対処をすべき段階ではないかと思うところです。

そういった変化の中、統合とか今後について、早くて令和4年中学校と一緒に

統合して欲しいというご意見も多くはないですが、大体12人ほどの1年生から下の親御さんの中には5名ほどおられました。また、反対に佐見小学校にずっといたいという親御さんもさらに多く7割ぐらいの方がそのように思っておられるということもありました。だだ、教育委員会の考え方または町はどう考えているかということを知りたいという意見も非常にありまして、そういった面で、教育的見地から教育長さんにお伺いをしたいと思います。

○ 議 長 はい、教育長。

○ 教 育 長 佐見小学校の急激な児童数の減少と令和4年以降の学校の在り方についてお答えしますが、議員の質問文を何回も読みましたなかで、正しく理解して答弁しようと思ひまして、反問をさせていただきます。よろしいでしょうか。

1つ目は、この文中に「コミュニケーション教育」という言葉が使っておりますけれども、どのような意味で使われてみえるかということが1つ目。2つ目は、議員は「早くて令和4年、遅くても令和6年には統合してあげるべき」と述べられておりまして、これが、意見もあつて聴衆されたとお聞きしましたが、この場合、今の佐見小学校をどの学校に、あるいはどの場所に統合すべきということで、議員個人の考えあるいは意見聴衆された内容でいいですのでお聞かせください。

○ 議 長 いいですか。服部議員。

○ 5 番 コミュニケーション教育というのは、コミュニケーションですので双方向の子ども同士の、どう相手に自分の考えを伝えるかとか、それから聞くということも非常に重要視されそうなんですけれども、相手の考えを聞き出すような質問を投げかける力ですとか、そういった対話ができる、そして相手の意見と自分の意見を合わせて次のいい考えを生み出す。そういった一方の考えがいいのか、片方の考えがいいのかというような単純なコミュニケーションではなく、お互いが理解しあうための言葉かけですとか、言ってはいけない言葉とか、そういった対話を系統的に共有していくというように理解しております。やはり、そういうものがこれから新たな想像のできないような想像の時代には、子供たちの力が非常に有効であるということと、国際的にもそういった力はなくてはならないものだというふうな観点でコミュニケーション教育を進めている学校が多々あると聞いております。

それからもう1つは、早くて令和4年ということですが、子供たちの現在の人数見ました時に、令和2年1年生が2名でそれ以下が、令和4年で小学校に上がる時に3学年が小さな単位、2人とか3人とかつていうふうに単位があつて、上の子どもさんたちがまだ6人とか5人とかいる。バランスがなんとかとれるかなというふうに個人的に認識しました。そして令和7年になりますと、すべての学級が2人とか1人、3人というふうな状態になるということで、そうすると上学年の子たちの下の子へのかかわりだとか、そういうのも非常に限られてくるのではないかというふうな教育的見地でも対策というか、そういうのが必要になってくるが令和7年だと全員となりますので、準備というのが必要にはなってくると思ひますので、令和4年ごろにそれを始めるとして、令和6年計画というのはどの時点なのか、親御さんたちはやるならやる、やら

ないならやらない、というふうに、そのところを町の考えを聞きたいという点で、このような具体的な年度を出させていただきました。もし、具体的な年度を出すために何が必要かということをお答えいただければと思いました。

○ 議 長

はい、教育長。

○ 教 育 長

統合する場合、今ある学校としたらどの学校へ。今ある学校がないなら、どこにということについてもう一度お願いします。

○ 議 長

はい、服部議員。

○ 5 番

申し訳ありませんでした。この場合は、当然白川小学校、新の白川小学校と考えております。まだまだ、新しい校舎を造るというふうには考えておりません。

○ 議 長

はい、教育長。

○ 教 育 長

はい、お答えをします。

最初に、用語のことを確認しましたが、アクティブラーニングと言葉が6、7年ほど前からでてきましたけども、日本中でいろいろなとらえ方でできてしまっていて、学校・教育関係ではそれを「主体的・対話的で深い学び」と言っています。これでわかるかというとなんか難しいですが、主体的に、対話的にそして深い学びをする。この対話的にということがコミュニケーションだと。同じですね。それから、ユニバーサル教育という言葉がありますが、「ユニバーサルデザインの考え方による指導」ということで、普遍的な指導といいますかね、そういった場合にも有効な指導、指導の言葉です。それから、体験教育は私が就任してから言っている「体験を重視した教育」の短縮形ですので、同じ意味というふうに、いいと思います。これらは教育界で使われていて、カタカナ、横文字が多いので非常にはやるんですけども、一般には馴染みが少なくって、理解、意味がなかなか伝わりにくいという意味で確認をさせていただきましたが、なにぶん教育界で使っている言葉ですので、まだちょっと難しいかな、わかりにくいかなと思いますながら話を進めます。

議員はこの「主体的・対話的で深い学び」とか、あるいは「ユニバーサルデザインの考え方による指導」とか、「コミュニケーション」「体験を重視する」とか、体験を重視することが、この人数の少なさのために、他では補えないのではないかとこういった質問ですね。

これに対して教育的見地という情報がありますので、そういった点からお答えをします。ちょっと長くなりますが、よろしいでしょうか。

子どもの発達には当然個人差はあります。特に幼児期に発達するもの、児童期に発達するもの、青年期に発達するものなど色々な特徴があります。例えば感覚神経、運動神経など神経系の発達は幼児期・児童期に大きく発達しますからこの時期に必要な体験を逃してはいけません。また、だれもが知っている小学校5・6年から始まる思春期はこの時期の発達の特徴です。発達にはいろいろな特徴もありますし、個人差もあります。小学生が集団・仲間を意識する能力も低学年、中学年、高学年と発達していきますし、特に中学生ともなると大勢の集団の中で生活し、そこから学ぶことが大切になってくるため、先ほどの佐見中学校の統合

の答弁のとおり、ある程度の人数が必要かなと思います。逆に、小学校1・2年の子どもが1クラス35人を意識した学びができるかというとなかなか難しい。まだまだ自分が中心であって、ペアだとか数人のグループでの話し合いができるというのが発達段階です。

小学生に対して「主体的・対話的で深い学び」「ユニバーサルデザインの考え方による指導」「コミュニケーション（活動）を大切にすること」「体験を重視した教育」に対して、どのくらいの集団が必要かというと、35人とか40人という人数を必ずしも必要とせず、小グループで十分です。佐見小学校でたとえりと自然体験、社会体験をさせ、その具体的な経験をもとに高学年になった時に一般化できるようにしてやればいいのです。ただし、人数が少ないとメンバーが変わらない、人間関係が固定化する、新たな発想が生まれにくい。こういったことはどうしても起きます。

佐見小学校では系統性の強い国語と算数は完全に学年ごとに授業を行っていますが、その他の授業は複式で授業を行っています。訪問した時の様子を見ると子どもたちは活発に意見を言っています。保護者のアンケートや学校運営協議会の記録などにも子どもたちの姿に感心したり職員の指導に感謝したりする内容のものがあります。これは複式学級であるがゆえに1・2年は8人、3・4年は13人、そして5・6年は13人という集団を学校職員がうまく育てているといえます。ただし、令和6年ごろから、2学年合わせても3人、6人、8人という状態になり、また学年1人だけのクラスができることも議員が心配されていることだと思います。

佐見小学校の統合については、昨年5月、佐見学校運営協議会とPTAで、佐見保育園、佐見小・中学校の保護者を対象に佐見小学校、中学校、保育園の再編に関するアンケートが実施されています。また、同7月には佐見地区全体にもアンケートが実施されています。その結果を極めて簡単に申しますと、まず保護者の考え方を優先すること。そして、中学校の統合、小学校の存続となっています。しかも小学校は4年生までの分校ではなく、6年間の小学校として存続することを要望されました。この要望は先ほどの再編検討委員会の答申に反映されています。さらに教育委員会の方針では「中学校の統合後の校舎は小学校として利用する。」「現在の白川中学校を候補地として令和8年3月末までに施設一体型の小中学校の建設を目指し、その後時機を計りながら、9年制の義務教育学校「美濃白川学園」（分校も含む）に切り替える」としています。いつ切り替えるかは地域の合意が必要なため明記しておりません。

白川小学校に統合というのは、現在の新白川小学校も令和8年には今のままだと複式がでるくらいあそこも減ってしまいますね。佐見小学校があったとしても小さく、ですから河岐地区に一体型の小・中学校を造る。じゃ、佐見小学校はどうするかというと、4年生までの美濃白川学園佐見分校という案がありますので、それを少し説明させていただきますと、これにも発達の理論が土台になっていて、個人差はありますが、1年生から4年生ごろ、つまり10歳ごろまでは具体的操作を通して考えることが中心です。例えば、おはじきを使って算数の学習

をしたり、役割演技をしながら物語文を読解したりといったように具体的操作を通して考え、問題を解決していきます。このようにして10歳までは小さな集団でも十分学習できるので地元で学習し、時には本校に行ったり、オンラインで授業交流をしたりする方法です。

しかし、5年生ぐらいから抽象的思考ができるようになり、具体から一般化ができるようになります。言葉や数式からイメージができるようになります。ただし、具体的操作による思考が不要になるわけではありません。私が体験を重視するという根拠はここに 있습니다。そしてより5年生からはより大きな集団での学びができるようになりますし、必要な環境ではないかと考えております。この時に本校に移って多くの仲間とともに勉強を始めるとというのが美濃白川学園構想です。ただし、現時点での佐見小学校の児童数から今後の予測をすると、4年生までの分校どころか6年制の小学校としての存続も難しさがありまして、どこかで決断をしなければならないときが来るかもしれません。

複式学級の指導は大変難しいです。統合すれば当然複式学級はなくなりますが、小学1年生がスクールバスで40分から50分かけて統合した学校へ通うことは、子どもの体力の発達を考えたときに、大変負担が大きいと考えます。そして、佐見小学校は佐見地区の文化センターであり、佐見地区の「かすがい」の役割を担っています。複式という運営上の厳しさはありますが、多少人数が少なくとも佐見の自然と文化を生かした教育をもう少し頑張ろうではありませんか。

佐見小学校に関しては佐見中学校が統合した後の校舎を佐見小学校として当分の間、利用していく方針です。使用しなくなった佐見小学校の校舎についてはこれを有効に使い、佐見の人口が増え、佐見の子どもが増え、小学校が存続できることを期待しています。以上、佐見小学校の在り方についての答弁とさせていただきます。

○ 議 長 はい、服部議員。

○ 5 番 地域で振り返り考えたいこともありますので、地域の話し合いを十分教育長さんも出席されるご意向ですので、具体的などころについてはそれを待ってというふうに思います。でも、令和8年には白川学園というところに行くという可能性が大きいと思いますが、別の面で、先ほど佐見中学校でも質問させていただきましたが、少人数であっても共同学習というのを、もうちょっと積極的に大勢で学習する機会を積極的に持つということについて進めていただけたらいいかなと思います。あと小学校の遊具について、以前義務教育学校を検討したときに、校長先生に遊具については要望を出してくださいと言ったんですけども、義務教育になるのかならないのかわからないので、今はそういうものが出せないというようなお話でした。それで、どんどんなくなっちはいくんですけど、プラスで遊具とか配置されるということが行われていなくて、これは非常に問題だなと思っています。黒川小学校は去年遊具が入っていると思いますが、そのようにやはりそういった遊具というのは子どもたちの遊びには大事ですし、学校が遊びの場なんです。帰ってしまうとなかなか遠くって子どもがいない状況ですので、学校がもう一つ遊びの場だという認識で環境を整えていただくこともプラスしていただきたい

いと思いますが、その点についてお聞かせください。

○ 議 長

はい、教育長。

○ 教 育 長

共同学習、さっきの対話的っていうような内容にかかわってくると思われますので、少人数だと確かに厳しいものがありますので、交流という方法を良く取ります。比較的遠いですが交流を取り入れたりすることによって、普段は少人数であるものを学校に行って同じ学年の子と一緒に話をするというような方法で、これをやればできると思います。

遊具は、例えばの話だと思いますけども、佐見中学校が白川中学校へ移転した後、佐見中学校の校舎を小学校として使用する。そのまま使用するのではなくて、改造するところは改造して、さらに充実するものは充実して、そして人数は少ないけども手厚く佐見小学校を守ってもらっている。ここで頑張ろうというような気持で、やれるところまでやるというのが私たちの考えで、片や人数の減少を睨みながらですけども、最後は皆さんと話し合って決断することになります。残す以上は充実した小学校教育ができように精一杯やりたいと思います。

○ 議 長

はい、服部議員。

○ 5 番

もし、保護者の中で他の学校へ通うんだとか、あと移転する、町営住宅に移ろうかというような出て行く人たちがそこにはあると困るなというのが一つ、非常にここで決断していかなきゃいけないなという点であるということです。今の話、やはり大勢でやる機会ですとか、オンラインで他の学校との共同授業といったものをどんどん取り入れて、少人数であることを感じさせないような環境づくりを移転に向けて準備を進めていただけると、そのような教育長さんのお考えは大変ありがたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

では、最後の質問になりましたが、現在コロナ禍で、支援員の先生が助けていただいているとはいえ、3人の担任先生と教頭・校長先生、養護の先生の6人体制で、消毒や子どもたちへの対処では、先生に、精神的、体力的に多大な負担がかかっているのではないかと思うところですが、課題と、とられている対策をお聞きいたします。

○ 議 長

はい、教育長。

○ 教 育 長

コロナ禍の中における佐見小学校の課題と対策についてということですが、6月の学校再開以来、新型コロナウイルス感染予防のために佐見小学校だけではなく町内すべての学校においてほぼ同じ取り組みをしておりますので、この場を借りて紹介します。

まず、登校後すぐに手指消毒と検温、家族の健康チェックカードの確認というのを始めます。異常があればすぐに家庭に連絡をします。授業ではあまり密にならないとか、大声を出さないといった指導や、体育ではマスクをとっていいがその他では付ける。音楽での合唱は時期を変えて、今はやらない。それから、給食はマスクを外すので大声を出さないようにして静かに食べる指導。トイレや手洗い場では近づきすぎないように距離をとる指導。トイレの後や給食の前には必ず手指消毒をするように指導。ドアノブやスイッチ類など大勢が触るものについ

ては1日2回職員で消毒をする。帰る時もバスに乗る前に手指消毒するなどやっておりますし、また、佐見小は該当しませんでした。一部の小学校では教育委員会と学校で協議して、スクールバスが密にならないようにした。というようなことを行って感染予防の対策を、佐見小学校だけでなくすべての学校で行っていました。議員もご指摘の通り、佐見小学校は特に教員数が少ないので、こういったことを全部やりますので、比較すれば負担が大きいです。

そこで、このたび県のスクールサポートスタッフ配置事業というものがありまして、これを利用して教室の換気や消毒等の業務にあたっていただく人を配置し、教員の負担を少しでも軽減することを計画しております。詳細については予算審査委員会でご説明しますのでよろしくお願いします。

○ 議 長 はい、服部議員。

○ 5 番 そんな対応を実際させていただけるということで、ありがとうございます。子ども達に対しても、いろいろ心配りをいただきありがたいことですが、昨今5歳以下のお子さんにはマスクをしなくてもいいというようなWHOの方からの弊害や免疫力が落ちるだとかそういった面の表情が見えないことで関係がなかなか作りにくいとか、悪い面がどうしてもでてきているということで、そんな対応がされています。白川町でも保育園のお子さんの場合にはそういうふうにするとか、あと小学生も今合唱をやらないと聞いたんですけども、何らかのこういったアルミのものをするとか、フェースガードをするとかでしてでも、やっぱり大きな声をだして表情を見合いながらコミュニケーションをするっていうのは、人であるためのとても大事な心の栄養だと思いますので、そういった面の工夫もされていると思いますが、より一層お願いしたいと思います。どうでしょうか。

○ 議 長 はい、教育長。

○ 教 育 長 合唱についてはマスクを外しますので、広がってやればいいと思いますので、そういう工夫はしていると思います。全体的にこちらが持っているマニュアルでは、40人クラスを想定していますので、一切やめているわけではなくて、音楽の授業として音楽室で行う授業は密になるので、合唱は実施しないということです。

5歳以下の子のマスクについては、マスクは飛沫させないという効果ですので、5歳以下の子どもでもできればするといいますが、やっぱりこれをつけることは小さな子にとっては邪魔なものという感覚があります。町内の保育園、つけている子が多いですが、しっかりついているのか、下の方にきているのか、いろいろあると思いますけども、どうしてもこういったマスクをつけるのは肌に触って嫌だという子はそれなりの対応をしています。人に応じて対応していますのでよろしくお願いします。

○ 議 長 はい、他に。

○ 5 番 すいません。初めてのことで、いろんな研究結果等も進んできていますので、WHOが5歳以下の子どもさんはマスクを外した方がしている方と比較し感染が大きいと発表されましたので、そういった専門家からの意見も取り入れて白川町

の研究の力を蓄えていながら、子どもたちの対応をして欲しいなと思いますのでよろしくお願いします。これで私の質問は終わります。

○ 議 長 これで、5番 服部圭子君の質問を終わります。
 ここで2時30分まで休憩します。（午後2時21分）

○ 議 長 再開します。（午後2時30分）
 次の質問者、4番 藤井宏之君。
 （4番 藤井宏之君）

○ 4 番 ただ今議長にお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。
 質問は7月豪雨に学ぶ災害時の安否確認についてお聞きしますが、本題に入る前に少しお断りをさせていただきます。

先週の9月7日の日に岐阜県が7月豪雨についての最終意見報告書の作成をしております。途中その一部を加えさせていただきますのでご了解をいただきたいと思います。そしてまた、一般質問で細江議員の豪雨災害における町の対策について、そして佐伯議員の白川町LINEのICTツールとしての活用、そして梅田議員の町の強靱化についての質問もございましたので、そういう質問にも関連すると思っていますのでよろしくお願いします。それでは質問に入ります。

ここ数年の異常気象による豪雨災害が全国各地で発生し、7月には梅雨による前線が九州付近から東日本に伸びて停滞したためにより特に九州地方では記録的な大雨となり甚大な被害を与え、岐阜県周辺でも激しい雨が断続的に降り、特に7～8日にかけては記録的な大雨となりました。白川町地域で家屋の床下浸水に遭われました16世帯の方々、そして床上浸水に遭われました9世帯の方々、そしてこの度の9号10号も含め、全国で被災されました方々には合わせて厚くお見舞いを申し上げます。また、亡くなられた方々にはお悔やみを申し上げます。7月豪雨においては、白川町では災害ボランティアとして49人の方々が活動をしてくださいました。改めて御礼を申し上げます。

7月豪雨に関しましては、気象庁は岐阜県にも大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけました。白川町内でも早くから避難所へ避難される方が多くありましたが、新型コロナウイルス感染症を心配されてか、避難をためらう方があったとも聞いております。

先ほど申しましたように、9月8日の日の新聞記事にも出ておりましたが、岐阜県7月豪雨の検証報告書によりますと、白川町では7月8日の午前8時30分頃、白川町が国土交通省の水位計を基に独自に基準を設け、計3回避難勧告をだした。消防団員や自治会長の方々が河川の監視や戸別訪問により適切な指示に、避難情報や避難誘導を行ったと評価して出されておりました。改めて現場で指示を出されました担当課の方々、また消防団員の方々、自治会の方々に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

私は、現在地元協議会長の方々に、安否確認の連絡網が作れないかとお願いをしております。普段の生活の延長線上にある、隣近所との安否確認を3軒程度で取り合い、その情報を自治会長へラインを使って報告するなど検討をお願い

いしております。いわゆる小さな単位、自治会の班を中心に行えないかと考えております。そして、スマホを使用していることが基本となりますので、スマホを使用している方が中心となって欲しいと思っております。

既に、町内でも実践しておられる地域があればその状況をお聞かせいただければと思いますけれども、良く耳にすることは、「いざと言う時に、何処へ逃げたらよいのか分からない」との声を良く聞きます。普段若い人と住んでいなかったり、独居であったり、高齢者だけで住んでいるとか、移動手段が無い方とからそういったことを聞くことが多いです。隣近所との付き合いが薄れている中、災害時の避難場所、安否確認などについて話し合いの場を設けて良く話し合っていたいただきたいと思えます。

これからの災害は、「考えたくない状況を想定し、どのように対処したら良いのかを考えなければいけない」と言われています。まずは自分の命は自分で守り、その次に家族、隣人と助けなければなりません。台風シーズンを迎えている今だからこそ、こうした防災について隣近所で話し合えるような体制づくりを是非とも実現して欲しいと思えます。こうした取り組みについて、どのようなお考えであるのかをお聞きします

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 4番、藤井議員のご質問にお答えさせていただきます。

7月豪雨といわれる今年の大雨で、岐阜県でも各地で大きな災害が発生し、白川町においても、7月8日の午前中には河岐地内で浸水被害がありました。

先般、今回の災害を振り返り、今後の災害防止に役立てることを目的に、白川口自治協議会長さんと、白川口自治協議会内の自治会長さん、消防団の役員さんに集まっていただき意見交換を行いました。「万が一、次に浸水しそうなときは、天神橋のたもとの旧詰所に自治会長は集結しよう、消防団員も入ってくれ、そこから指示を出そう」など、いろいろと今後に生かすべきお話をいただいた中で、ある自治会長さんからは、今回、LINEを使って避難を呼びかけたり、災害の後片付けを呼びかけたりしたといったお話や、ほかの方からも、それぞれ手分けして一軒一軒まわって避難を呼びかけたといったお話を伺いました。地域で支えあい、助け合う体制がつくられていることを心強く思ったところです。

藤井議員ご指摘のとおり、「いざというときどこへ逃げたらよいか」をあらかじめ考えておくことは、災害から身を守る上で一番大切なことです。身近な避難所はどこか、その場所は地震でも、土砂災害でもどちらでも大丈夫か、避難経路をどうするか、援助が必要な方をどうするか、そうしたことをぜひ、自治会内で、班単位で、家族で話し合っていたいただきたいと思っております。

全国各地で災害が発生している今、その機運は高まっているものと思えます。白川町は広く、状況はそれぞれ異なりますので、地域の特性に合わせた対策が必要です。地域の団結力、防災力の向上が、地域の人たちの命を守ることにつながります。コロナ禍ですので、大勢で集まるのは無理かもしれませんが、防

災士の方や地域の消防団員にも加わってもらって、自分たちの地域の災害対策をぜひ考えてみてください。要請があれば町からも参加をしたいと思っております。

近年の各地での災害を見るにつけ、防災の強化の必要性を痛感しています。いざという時のことを考えると胃の痛い日々ですが、町も出来る努力をいたしてまいります。防災の究極の決め手、それは自助・共助の強化、私はこれに尽きると思っております。

藤井議員が発案しておられる地域の連絡網づくりについては、ぜひとも進めていただきたいと思っております。町から言われてから考えるのではなく、自分の住む地域の、大切な人たちの命を守るための話し合いの場を、ぜひ各地で持っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 議 長

はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。

○ 4 番

ありがとうございました。今の課長の答弁ですと自主的に行うということが必要だということです。私も行政から言われたからといって、すべてがすべてこれができるということはなかなか難しいのではないかと思いますけど、ただ災害が起きているときですと、また様子は違いますけども、こうした台風シーズンをふまえ、話し合いを各地域でやって欲しいなというふうに思っております。私も特に、県の検証報告書の一つの課題としてもあるんですけども、実際白川町でも避難所に避難される方というのは何人だということは把握はできると思いますけども、その自治会の中での、例えば隣近所に避難している方もおられたと思いますし、自分の家で避難している方もおられます。最近の言葉で、垂直避難というそうですが、これは、その時その時の雨の状況、災害の状況によって、刻々と変わるものですから、常にそれをどこかで、せめて小さな単位で把握できておれば、お互いに安心できるのではないかなと思っております。私も、実は7月の豪雨の時にも、自治会の中でも心配な方がございますので、7月の8日の朝ですけども、そこへ電話しましたら「これから隣の家に行くんだ、避難するんだ」ということがわかりました。そうした連絡したことによってその人の状況がわかる状況がすごく大事だなというふうに思いました。各地区で自主的に行っていくのがベストだとは言いますけども、白川口では今回そうした災害があったものですから、皆さんおそらくそういった考え方になっておられると思います。でも、他の地域でもそれぞれ状況は変わらないと思いますけども、できれば行政からお話するというよりも、先ほど問題があるかもしれないですが、地区を選出して実証実験のようなものでモデル的にできないか、そういったこと一つ進めれば対策かなと思いますので、その辺についてお願いします。

○ 議 長

はい、総務課長。

○ 総務課長

参考になるかどうかですが、先週末に水戸野の自治会長さんから連絡がありまして、水戸野の自治会においては公民館がレッドゾーンになるということで、かねてから避難所が課題になっておりました。自治会の中で水戸野としてはどこに避難するかということを地域の中で話し合われて、最終的に4カ所の避難

先を決めたというふうに報告をいただきました。2カ所は茶工場であるとか、そういった建物ですけども、あと2つは全くの民家でございます。ですので、そういった民家を避難所にするといったような考え方というのは、やはり地域の方でなければできない。そういう考え方ではないかなと思っています。

そういった形で、各自治会、もっと細かい単位で自分たちはどこに避難したらいいのかということを話し合っていたけるとありがたいなということを思っております。

また、来週自治協議会長会議を行う予定にしておりますので、自治協議会長さんにも、今藤井議員がおっしゃられてことを投げかけて相談をして協議をしてまいりたいと思っております。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 4 番 質問ではございませんけれども、最後に今、自治協議会長会議があることをお聞きしましたので、是非そうしたことを、黒川は私の地元ですけども、黒川には、協議会長さんにはそういったことを検討して欲しいということは話してありますけども、まだ進んでいるわけではございませんので、是非そういった場を通じて話をしていただければ、なお進んでいくかなという期待をして質問を終わります。

○ 議 長 これで、一般質問を終わります。

ここで、2時55分まで休憩します。（午後2時46分）

○ 議 長 再開します。（午後2時55分）

◇日程第5 議第36号 白川町コミュニティバス条例の一部を改正する条例について

○ 議 長 日程第5 議第36号「白川町コミュニティバス条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。企画課長。

（企画課長 長尾弘巳君 登壇）

○ 企画課長 議第36号 白川町コミュニティバス条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第36号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号「白川町コミュニティバス条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

◇日程第6 議第37号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○ 議 長 日程第6 議第37号「白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定

について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君 登壇)

- 総務課長 議第37号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第37号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号「白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第7 議第38号 字の区域の変更について

- 議 長 日程第7 議第38号「字の区域の変更について」を議題とします。

説明を求めます。農林課長。

(農林課長 三宅正仁君 登壇)

- 農林課長 議第38号 字の区域の変更について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第38号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号「字の区域の変更について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第8 議第39号 財産の取得について

- 議 長 日程第8 議第39号「財産の取得について」を議題とします。

説明を求めます。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君 登壇)

- 教育課長 議第39号 財産の取得について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第39号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第 39 号「財産の取得について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第 9 発議第 2 号 白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第 9 発議第 2 号「白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
- 説明を求めます。6 番 嶋田有康君。
- (6 番 嶋田有康君 登壇)
- 6 番 発議第 2 号 白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
- (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
- 発議第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、発議第 2 号「白川町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- ◇日程第 10 発議第 3 号 予算審査特別委員会の設置について
- 発議第 4 号 決算審査特別委員会の設置について
- 議 長 日程第 10 発議第 3 号「予算審査特別委員会の設置について」、発議第 4 号「決算審査特別委員会の設置について」の、以上 2 件を一括議題とします。
- 説明を求めます。6 番嶋田有康君。
- (6 番 嶋田有康君 登壇)
- 6 番 発議第 3 号 予算審査特別委員会の設置について、発議第 4 号 決算審査特別委員会の設置について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
- 議 長 はい、7 番。
- 7 番 委員長は兼任できるのか。全協でやったときはこういうふうではないと思った。総務産業委員長が予算をやる。文経民生委員長が決算をやるという話やった。早う気づかなかったからいかんけど、確か委員長は兼任できんはずだが、どうや。そうすると頭数足らんようになる。
- 議 長 はい、暫時休憩します。(午後 3 時 17 分)
- 議 長 再開します。(午後 3 時 23 分)
- 今の件について委員長から答弁をします。
- 6 番 細江議員の質問にお答えします。特別委員会は兼ねることはできます。
- 7 番 兼ねるとはどこを兼ねる。
- 議 長 はい、暫時休憩します。(午後 3 時 24 分)
- 議 長 再開します。(午後 3 時 26 分)

今の件いいですか。

○ 8 番 はっきり言ってもらって、採決を取っておかないといい加減なことになってしまう。

○ 議 長 はい、暫時休憩します。（午後 3 時 27 分）

○ 議 長 再開します。嶋田委員。（午後 3 時 28 分）

○ 6 番 この場で設置についてを認めるかどうかということになります。このとおり
に特別委員会を認めるということになります。特別委員長の役員選出につきま
しては、議会の時に決めるということになります。

○ 議 長 よろしいですか。

○ 7 番 いいです。

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

（「賛成」の声あり）

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

発議第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、発議第 3 号「予算審査特別委員会の設置に
ついて」は、原案のとおり可決しました。

○ 議 長 次に、発議第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、発議第 4 号「決算審査特別委員会の設置に
ついて」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第 1 1 議第 40 号 令和 2 年度白川町一般会計補正予算（第 5 号）

議題 4 1 号 令和 2 年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（
第 1 号）

議題 4 2 号 令和 2 年度白川町介護保険特別会計補正予算（第 1
号）

○ 議 長 日程第 1 1 議第 40 号「令和 2 年度白川町一般会計補正予算（第 5 号）」、
議題 4 1 号「令和 2 年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」、
議題 4 2 号「令和 2 年度白川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」、以上 3
件を一括議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

本件については、議案の説明を省略し、ただちに予算審査常任委員会に付託
して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決定
しました。

○ 議 長 お諮りします。

白川町議会会議規則第 46 条第 1 項の規定により、委員会審査を 9 月 18 日
までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月18日とすることに決定しました。
- ◇日程第12 認第1号 決算の認定について
報題5号 決算に関する附属書類の提出について
- 議 長 日程第12 認第1号「決算の認定について」、報題5号「決算に関する附属書類の提出について」の2件を議題とします。
- なお、先日、一般会計及び特別会計の決算書及び決算付属書が配布されていますので、よろしくお願いします。
- それでは、ただ今から説明並びに報告を求めます。なお、説明は簡潔にお願いしたいと思います。会計管理者。
- (会計管理者 加藤博史君 登壇)
- 会計管理者 認第1号 決算の認定について、議案及び別冊「歳入歳出決算書」の一般会計及び特別会計の歳入歳出を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。ここで、監査委員に決算審査の報告を求めます。額額監査委員。
- (監査委員 額額利英君 登壇)
- 監査委員 ただ今、議長さんから報告を求められましたので、令和元年度決算審査結果について、ご報告申し上げます。
- 令和元年度白川町一般会計及び各特別会計の決算並びに定額運用基金の運用状況については、本年6月5日以来、延べ8日間にわたり各課の所管事項に係る事務事業につきその執行状況を監査するとともに、主な事業箇所については現地に出向き、その管理状況を実査致しました。また、8月18日、19日の2日間にわたり、総合的に諸帳簿、帳票及び証券等の証書類を照合審査した結果、一般会計をはじめ、各特別会計の決算の係数及び定額運用基金の運用状況については、いずれも正当かつ適切なものであることを確認致しましたので、ここにご報告申し上げます。
- なお、各課の定期監査及び決算審査における意見等につきましては、お手元に配布致しました意見書のとおりでございます。何卒、今一度ご検証いただきますようお願い申し上げまして、決算審査報告と致します。以上です。
- 議 長 決算審査の報告が終わりました。
- 議 長 お諮りします。
- 本件については、予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託して審査することに決定しました。
- 議 長 お諮りします。
- 白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を9月18日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は9月18日とすることに決定しました。
- 議 長 お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。
- 議 長 お諮りします。15日と16日は委員会審査のため、17日は議事の都合により、白川町議会会議規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、15日から17日までの3日間は休会とすることに決定しました。
- 議 長 ただ今、決定しましたとおり、本日はこれをもって延会し、9月18日本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。時間はおって連絡します。
なお、15日と16日は予算審査常任委員会を午前9時から、役場分館大会議室において開催しますので、各位のご参集をお願いします。
それでは、本日はこれをもって延会します。どうもご苦労様でした。
(午後4時04分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員